

清須市緑の基本計画（案）

～人と自然をつむぎ “緑はぐくむ”まちづくり～

清須市緑の基本計画【2026⇒2034】

«目次»

第1章 緑の基本計画とは

1 - 1	計画改定の背景と目的	1
1 - 2	計画で対象とする緑とその役割	1
1 - 3	計画の位置づけ	2
1 - 4	計画の対象区域	2
1 - 5	計画期間	2

第2章 清須市の緑の現況と課題

2 - 1	緑の現況	3
2 - 2	前計画の評価	7
2 - 3	緑に関する市民意識	10
2 - 4	緑に関する新たな視点	15
2 - 5	清須市の「緑のまちづくり」の課題	18

第3章 緑の将来像について

3 - 1	めざすべき緑の姿	19
3 - 2	緑の将来像	21
3 - 3	緑の保全・創出・活用の方針	23
3 - 4	都市公園などの整備と管理の方針	24
3 - 5	計画の目標	25

第4章 緑に関する施策について

4 - 1	施策の体系	29
4 - 2	施策の展開	31
	基本方針① いのち はぐくむ みどりをつくる	31
	基本方針② くらし はぐくむ みどりをつくる	35
	基本方針③ こころ はぐくむ みどりをつくる	39
4 - 3	緑化重点地区的設定	43

第5章 緑のまちづくりに向けて

5 - 1	計画の推進体制	45
5 - 2	計画の進行管理方針	46

用語の説明

用語の説明	47
-------	----

第1章 緑の基本計画とは

1 - 1 計画改定の背景と目的

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。清須市では2011（平成23）年3月に「清須市緑の基本計画（以下、本計画）」を策定（2016（平成28）年12月に一部変更）し、本計画に基づいて緑のまちづくりに関する取組を進めてきました。

前計画の策定から約13年が経過し、2017（平成29）年に都市緑地法をはじめとした緑に関する法律の改正、2019（令和元）年に『愛知県広域緑地計画』の改定、2023（令和5）年に『グリーンインフラ推進戦略2023』が公表されるなど、国・県とともに緑の都市づくりに関して大きな転換期を迎えております。

そこで、清須市においても今後の緑の都市づくりを進める上で、新たな指標となる方針を定めるため、緑の基本計画を改定します。

1 - 2 計画で対象とする緑とその役割

（1）計画で対象とする緑

本計画では、公園や緑地、街路樹、広場などのオープンスペース、河川などの水辺空間、学校などの公共施設の緑地、社寺林や農地などの民有緑地など、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。



ネギヤ公園



あいち朝日遺跡ミュージアム



日吉神社（社寺林）



庄内川新川緑地



五条川



農地（生産緑地）

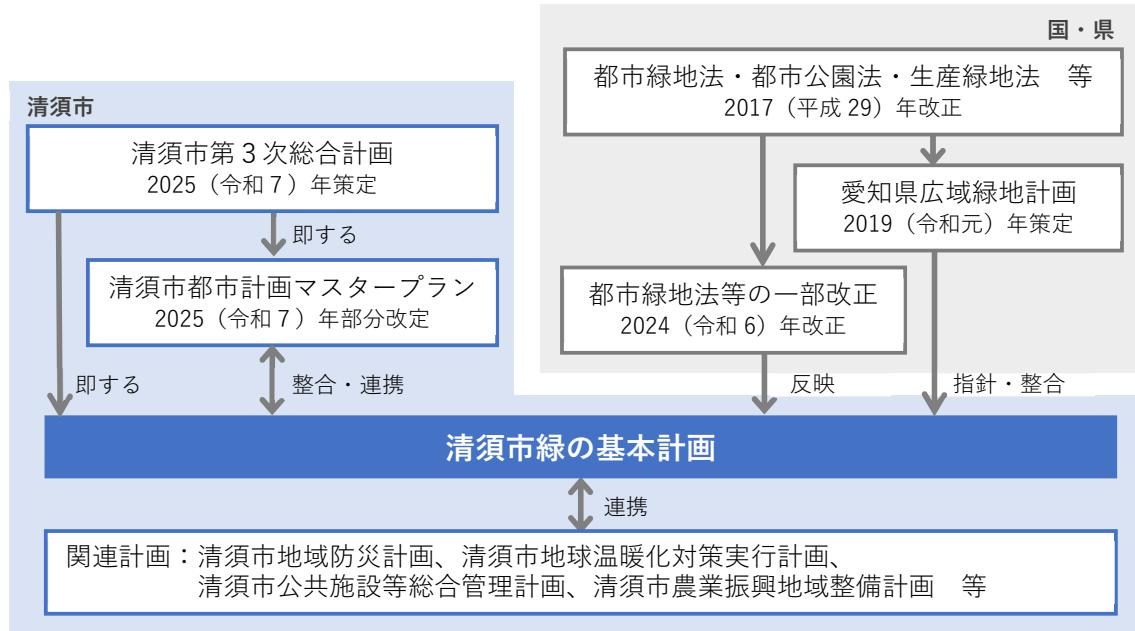
（2）緑が持つ「機能」と「役割」

緑が持つ機能と役割は、以下のようなものがあります。

機能	主な役割
環境保全機能	生物多様性の維持、都市気象や騒音・振動の緩和
レクリエーション機能	休養や遊戯、散策などの余暇空間の確保
防災機能	避難場所・避難路、防風・延焼防止、騒音防止、緩衝緑地
景観形成機能	美しい都市景観・自然景観の創出、個性と魅力ある地域づくり

1 - 3 計画の位置づけ

本計画は『清須市第3次総合計画』や『愛知県広域緑地計画』を踏まえ、『清須市都市計画マスタープラン』などの関連計画とも連携を図ります。

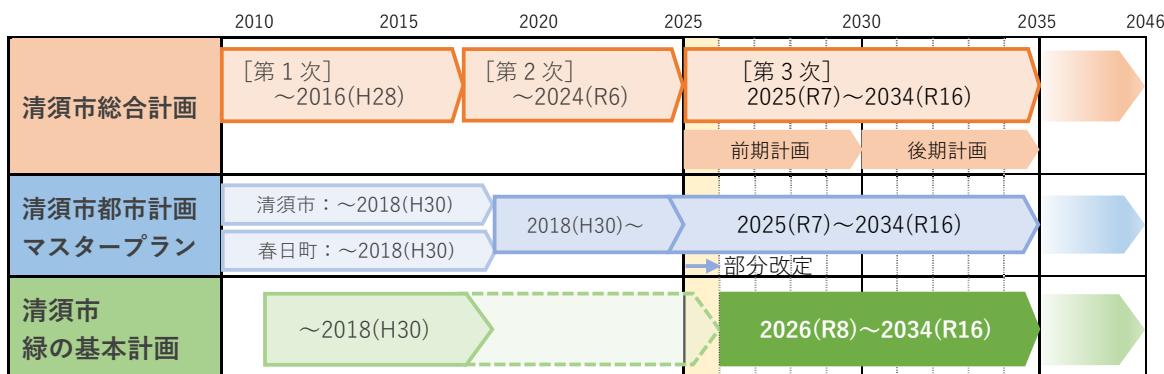


1 - 4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、清須市全域 1,735ha とします。

1 - 5 計画期間

本計画の目標年次は、清須市総合計画、清須市都市計画マスタープランと合わせて、2034 (令和16) 年とします。本計画で示す「緑の将来像」は、長期的な視点で捉え、概ね 20 年後の姿を展望した計画とします。



第2章 清須市の緑の現況と課題

2 - 1 緑の現況

(1) 緑地の分類

緑の基本計画では「緑地」を以下のように分類して整理します。

(参考：緑の基本計画ハンドブック)

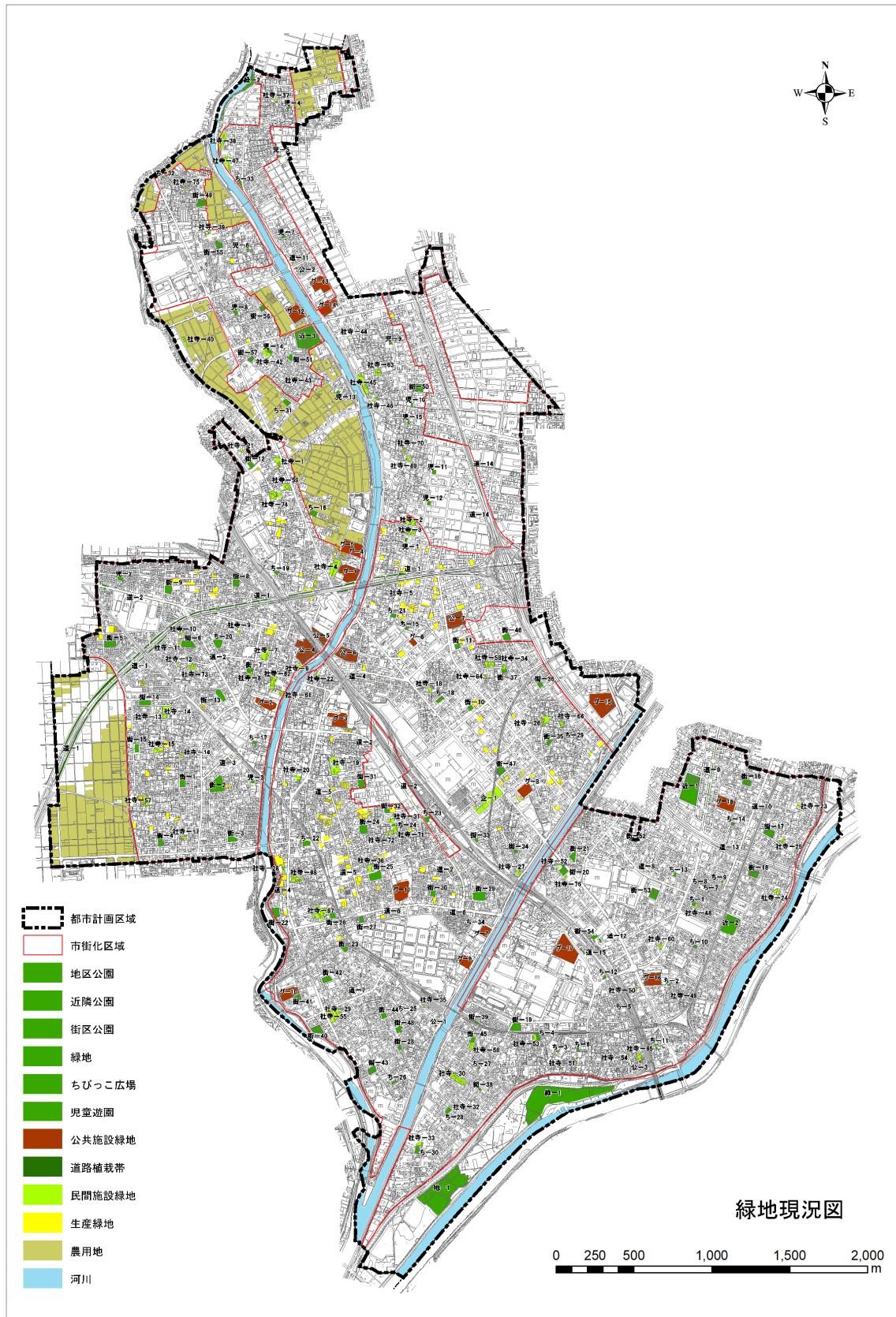
分類	該当する緑地	清須市にある主な緑地
施設緑地		
都市公園	・都市公園法で規定される公園	地区公園：庄内川新川緑地 街区公園：枇杷島公園 等
公共施設緑地	・都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能をもつ施設	児童遊園、ちびっこ広場、学校のグラウンド、清洲公園、史跡貝殻山貝塚、街路樹
民間施設緑地	・社寺境内地の緑地や工場緑化など、民有地で公園緑地に準じる機能をもつ施設	社寺林
地域制緑地		
法によるもの	・農業振興地域整備法※：農業振興地域農用地区域 ・生産緑地法：生産緑地 ・河川法：河川区域 ・文化財保護法：史跡・名勝・天然記念物などの文化財で緑地として扱えるもの…西枇杷島町小学校のクロガネモチ	
条例等によるもの	—	なし

※：農業振興地域の整備に関する法律（正式名称）

(2) 緑地現況

清須市では緑地が 330.8ha 整備されており、緑地率は 19.1% です。また、市民一人あたりの都市公園面積は、3.8 m²/人となっています。

項目	前計画策定時(2011/H23)	現況値(2024/R6)					
		箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人
施設緑地	都市公園	58	25.3	3.8	63	26.3	3.8
	公共施設緑地	87	31.2	4.7	84	29.3	4.3
	都市公園等(都市公園 +公共施設緑地) 合計	145	56.5	8.6	147	55.6	8.1
	民間施設緑地	55	11.0	1.7	77	14.5	2.1
	施設緑地 合計	203	67.5	10.2	224	70.1	10.2
地域制緑地	法によるもの	173	304.6	46.2	145	260.7	38.0
	条例等によるもの	—	0.0	—	—	0.0	—
	重複分	—	0.0	—	—	0.0	—
	地域制緑地 合計	173	304.6	46.2	145	260.7	38.0
重複分		—	0.0	—	—	0.0	—
緑地 総計		—	372.0	56.4	—	330.8	48.1
住民基本台帳に基づく人口			65,936 人 (H23.3)		68,686 人 (R6.4)		
市域面積 (ha)			1,732ha		1,735ha		
緑地率 (%)			21.5%		19.1%		

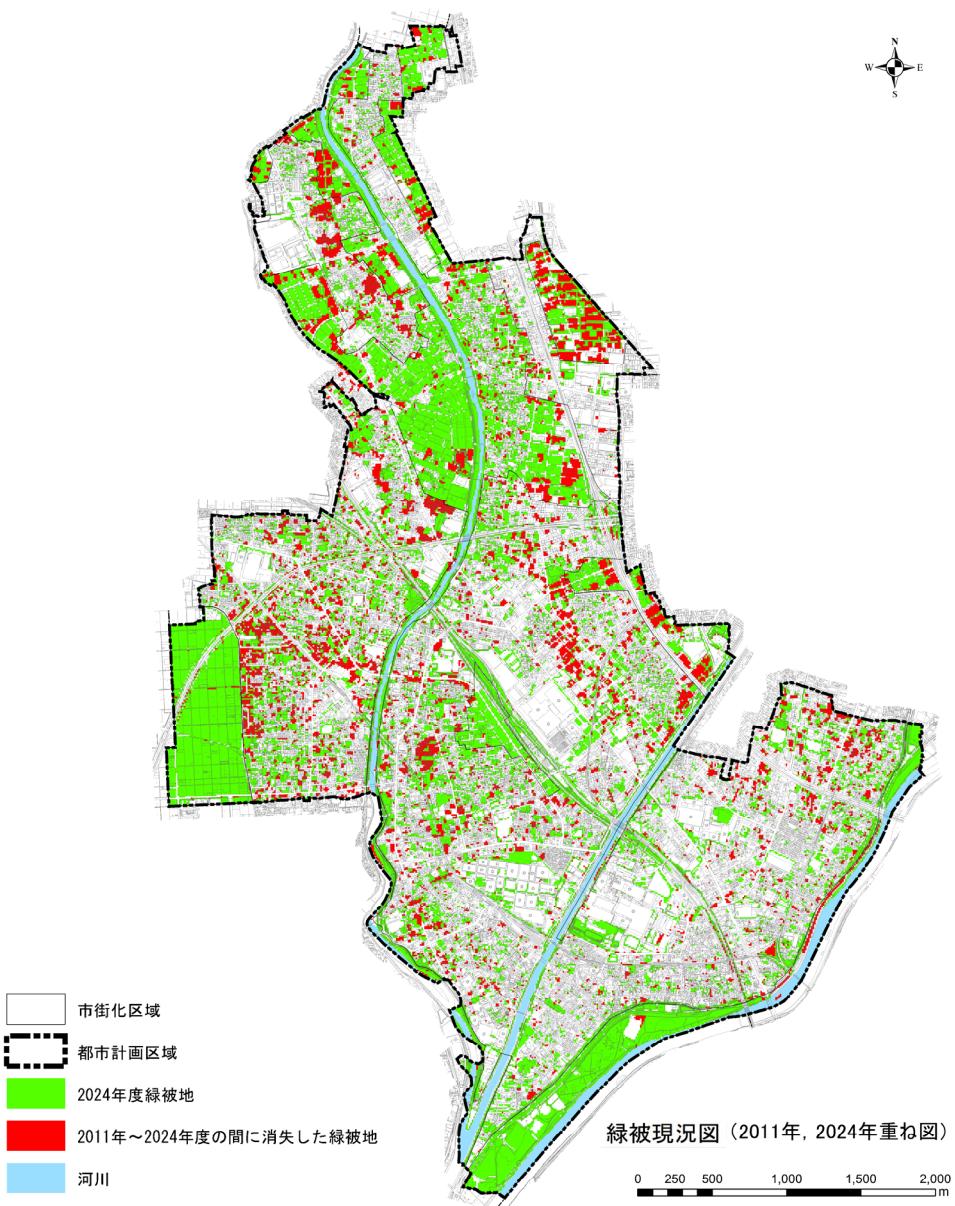


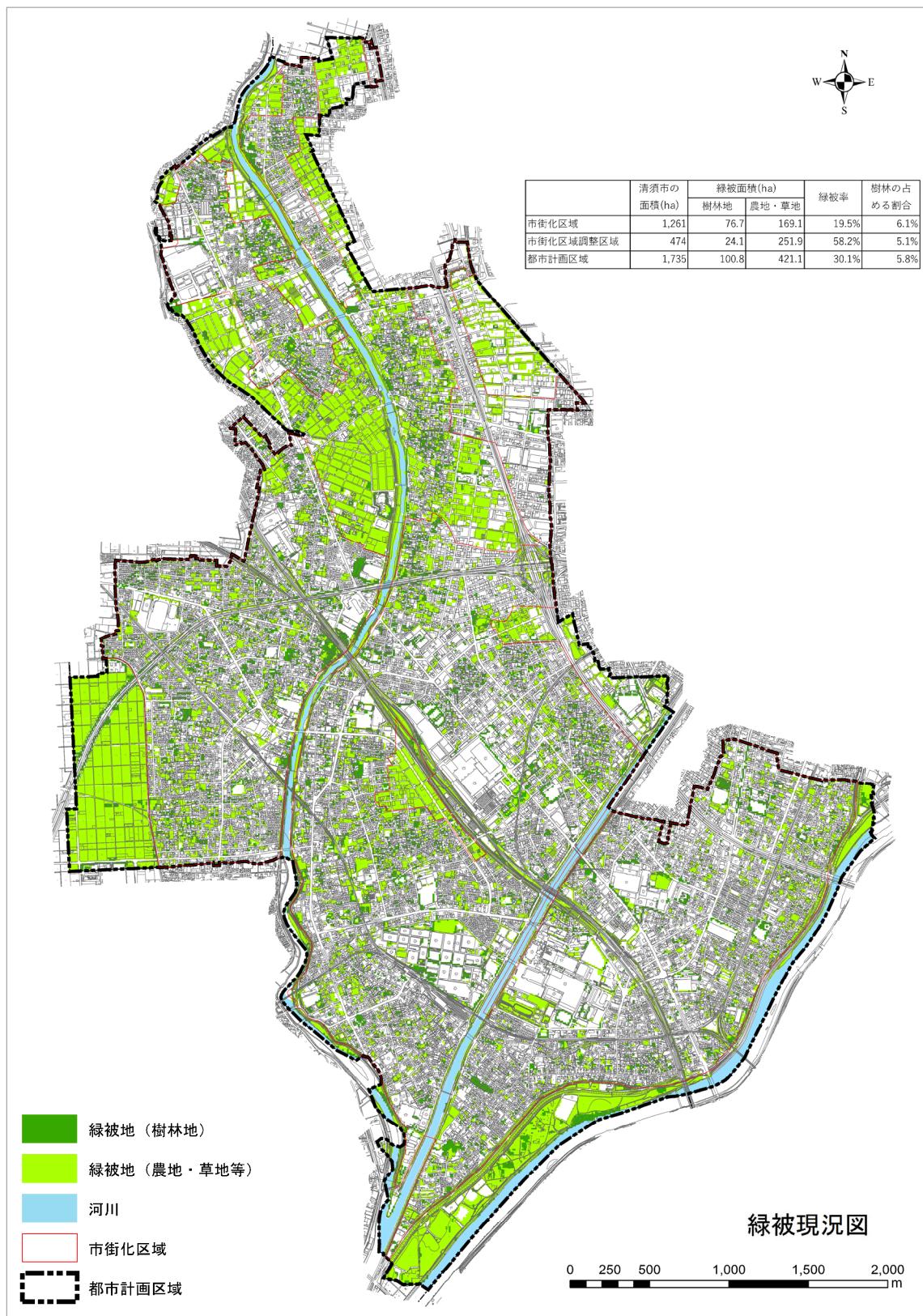
(3) 緑被率*

市内の緑被率を航空写真により計測した結果、2024（令和6）年度の市全域（都市計画区域）の緑被率は30.1%となっており、前計画の策定時から約4.8%減少しています。市内の緑被地の約53%は市街化調整区域の田畠や河川緑地となっています。

緑被率	前計画策定時(2011/H23)		現況 (2024/R6)		前計画策定時 との増減量
	区域面積	緑被率	区域面積	緑被率	
市街化区域	1,261ha	22.0%	1,261ha	19.5%	-2.5%
市街化調整区域	471ha	69.6%	474ha	58.2%	-11.4%
都市計画区域	1,732ha	34.9%	1,735ha	30.1%	-4.8%

*緑被率とは、ある区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地、竹林、草地、農地、河川、ため池などの植物の緑で被覆された土地。





(1) 施策の達成度評価

前計画で掲げられている施策の取組状況と達成度評価は以下の通りです。

基本方針	主要施策	取組状況と今後の課題	達成度評価
基本方針① 時をつなぐ緑を守る	施策 1 歴史遺産の緑地の保全	・清洲城一帯の緑化保全に努めており、今後も継続的な保全が必要。 ・貝殻山貝塚は県の「あいち朝日遺跡ミュージアム」と連携して活用。 ・美濃街道の景観形成の取組みとして、新川橋橋詰ポケットパークを整備・五条橋左岸の緑化保全に努めている。今後はまちづくりと連携して景観形成手法の検討が必要。	B A B
		・水辺の自然の保全については、NPO や庄内川河川事務所等と連携し、小学生の自然環境を学ぶ環境学習会を開催、水生生物調査等を実施。 ・流域間の交流促進として、自治体間で連携して河川環境に関わる活動は積極的に支援している。今後も継続的な活動が必要。	A B
		・多様な生物が暮らせる環境づくりとして、水生生物調査や水質調査等を実施しているが、具体的な環境づくりの活動には至っていない。	D
	施策 3 樹木・樹林地の保護	・保存樹木や保存樹林地の指定はできないが、「あいち森と緑づくり事業」により公共施設や民間緑地の保護や啓発を実施。	B
		・樹木・樹林地を保護する仕組みづくりはできないため、社寺林や屋敷林等を調査し、保護すべき樹木・樹林地の保全手法の検討が必要。	D
		・樹木・樹林地に親しむ機会として、庄内川水防センターの朝市等において、間伐材等を利用した環境学習や工作を実施。今後も継続が必要。	A
	施策 4 農地の保全	・今ある農地を守るために、生産緑地の追加指定の検討を行ったが、追加指定しない方針となり、農地の買取りの実績もない。	D
		・農地が持つ緑の景観を保全するため、農地転用の際は、周辺農地への影響を市農業委員とともに、意見交換に努めている。	B
		・農業文化を継承するため、新たな農地中間管理事業により、農地の貸し手と受け手の調整を行っている。また、市民農園・レジャー農園をより使いやすくするため、各農園の通路を整備している。	B
基本方針② 活気あふれる緑を創る	施策 5 水辺空間の整備	・自然を活かした庄内川の緑地整備として、水辺の散策路の整備完了。 ・新川の水辺空間整備として、河川環境美化推進協議会の活動を支援。 ・五条川の河川整備として水辺の散策路を整備。	A A B
		・公園緑地を整備するため、区画整理事業の公園や未整備公園を整備。	B
		・防災パーゴラ、かまどベンチなどの防災機能を有する施設を市内の3箇所の公園に整備。 ・地域ニーズを反映した公園再整備を進めており、今後も継続的に実施。	B A
	施策 7 公園緑地の適正な維持管理	・地域による公園緑地の維持管理として、自治会による管理を実施。	B
		・公園施設の適正な管理・改修は長寿命化計画に基づき計画的に実施。	B
		・緑の再利用は、西枇杷島緑地での除草の堆肥化を実施しており、今後も全市的な取組を推進することが必要。	B
	施策 8 公共施設の緑化の充実	・先導的な緑化推進としてクリーンエネルギー導入や緑のカーテンを推進。今後も地球温暖化対策実行計画と連携してまちづくり GX を推進。	B
		・学校等の公共施設緑化として、学校内の花壇、ビオトープ整備を推進。	B
	施策 9 駅周辺の緑化の充実	・駅周辺の緑化として、新清洲駅北土地区画整理事業で整備した駅前広場及び都計道に植樹帯を整備。今後もまちづくりと連携した緑化が必要。	A
		・新清洲駅前のロータリーの市民協働による植栽帯管理を実施。今後もまちづくりと連携した市民参加手法の検討が必要。	B
	施策 10 遊休農地の活用	・遊休農地を活用した農業体験として、市内の農地を市民農園などのために借用し、希望者に貸し出している。	B
		・遊休農地を活用した景観形成については、遊休農地の増加面積が著しく多く、市民協働で活用できる見込みがなく、手法の検討が必要。	D

【達成度評価】 A：実施済み、B：一部実施・事業中、C：計画中・検討中、D：未実施・未検討

基本方針	主要施策	取組状況と今後の課題	達成度評価
基本方針③ まちをつなぐ緑を創る	施策 11 水辺の散策路の整備	・自然環境あふれる庄内川の散策路整備を実施して完了。	A
		・新川の散策路整備を実施して完了。	A
		・五条川の散策路整備は完了し、水辺の散策路として利用されている。	A
	施策 12 歴史のネットワークの整備	・散策路の利用を促進する取組として、案内板整備や河川環境美化活動を支援。市内3河川の散策路を活用したウォーキング大会「清須ウオーカー」を開催。清須城周辺のレンタサイクル事業を、令和7年以降に市内周遊型観光に拡大し、レンタサイクル基地局を増設予定。	A
		・歴史遺産をつなぐルートの整備として、清洲城とあいち朝日遺跡ミュージアムをつなぐ遊歩道を整備。	A
		・美濃街道沿道の緑化推進は取組みができないないが、地域間の交流促進として、ガイドボランティアによる活動を継続して実施中。	B
	施策 13 コミュニティ道路等の整備	・緑あふれる道づくりは、具体的な取組みがなく、今後の検討が必要。	D
		・人にやさしい道づくりとして開水路暗渠化による歩道整備等を実施。	B
		・災害に強い道づくりとして、ブロック塀撤去の支援などを実施。	B
	施策 14 街路樹の適正な維持管理	・街路樹の適正な維持管理について、樹木剪定等を実施、アダプト・プログラム活動団体と協働による除草、草花の手入れ等を実施。	A
		・計画的な街路樹の更新はできてなく、ガイドライン等の作成が必要。	D
基本方針④ 緑を育てる人を創る	施策 15 緑の学習活動・啓発事業の推進	・緑に関する人材育成は講座などの開催実績は無く、手法の検討が必要。	D
		・子どもたちへの緑の環境学習活動として、小学校内のビオトープ整備の実施や、庄内川でのNPO主催の環境学習を実施。今後も継続必要。	A
	施策 16 市民協働による緑化の推進	・アダプトの輪を広げ参加者間の交流促進のため、市HPや広報誌にて情報発信や協力団体の募集、意見交換会を実施。今後も継続的に実施。	B
		・ボランティアによる緑化活動を支援するため、毎年活動資材を配布。	B
	施策 17 植栽活動の推進	・企業敷地において、あいち森と緑づくり事業を活用し、植栽活動ができる場の情報提供、緑のまちづくりに参加する機会を提供。	A
		・小中学校で「カワラナデシコ」の苗を配布し、花に接する機会を提供。	A
		・市の木、花の普及促進として、緑の基金を活用した苗木配布を実施。	A
		・庄内川流域自治体と連携した環境学習実施により流域間交流を推進。	A
	施策 18 民間活力を利用した緑化の推進	・事業者の緑化の取組みに対する積極的な支援ができていない。	D
		・開発等に関する指導要綱に基づく事業者や工場の緑化推進に留まっており、壁面緑化、屋上緑化の推奨など積極的な緑化推進はできない。	D
		・道路緑化の推進に関する具体的な取組はなし。推進方法の検討が必要。	D
	施策 19 緑化指導の推進	・開発に伴う緑化指導の実施、用途地域の緩和に併せ、地区計画を策定し、その地区に応じて適正に土地利用が図られるよう誘導を実施。	B
	施策 20 緑化活動への支援	・市HPや広報誌にて、活動内容の周知や美化ボランティア会員の募集を行い、緑化活動の促進に向けた情報提供を推進。	B
		・アダプト・プログラム活動団体間の情報共有を毎年1回実施し、緑化活動を推進するための支援を実施。	B
		・国・県などとの連携協力による緑化活動を推進するため、補助金の確保に向け調整を実施。	B
		・緑化活動に携わる環境整備については具体的な取組なし。	D
	施策 21 緑の情報発信と共有	・アダプト・プログラム活動団体間の情報共有を毎年1回実施し、緑化活動の輪を広める情報を提供。	B
		・みずとぴあ庄内における花の開花状況などを市HPにて情報提供を実施し、緑の関心を高める情報を提供。	A
		・緑の魅力についての情報提供の具体的な取組はなし。	D

【達成度評価】A：実施済み、B：一部実施・事業中、C：計画中・検討中、D：未実施・未検討

(2) 目標値の達成状況

前計画では、以下の2つの目標値が設定されており、達成状況は以下の通りです。

【目標1】緑地の確保

緑地^{※1}の量に関する指標として、市街地面積と都市計画区域に対する緑地率を目標に設定していました。

目標値の達成状況は、市街化区域、都市計画区域ともに緑地率は目標値を下回っています。緑地が減少した要因としては農用地区域が減少したことが主な要因と考えられ、目標値と比べると都市計画区域全体で約52.2ha少なくなっています。

指標	前計画			現況値 (2024/R6)	2028目標値 との増減量
	基準値 (2011/H23)	目標値 (2018/H30)	長期目標値 (2028/R10)		
市街地面積 に対する緑地率	5.7% (71.4ha)	—	6.5% (約82ha)	5.6% (71.2ha)	-0.9% (10.8ha減)
都市計画区域面積 に対する緑地率	21.5% (約372ha)	—	22.1% (約383ha)	19.1% (330.8ha)	-3.0% (52.2ha減)

※1：緑地は、施設緑地と地域制緑地の合計値

【目標2】都市公園及び都市公園等の整備

都市公園及びグラウンド等の公共施設緑地を含めた都市公園等^{※2}の整備に関する目標として、一人当たりの面積を目標に設定していました。

目標値の達成状況は、都市公園及び都市公園等ともに目標値を下回っています。整備面積は街区公園の新規整備分の1.0ha増加しています。愛知県の一人当たり都市公園等面積は8.04m²/人^{※3}（2023年3月末）で、清須市の一人当たり都市公園面積は3.8m²/人となっており、半分以下の数値となっています。

指標	前計画			現況値 ^{※4} (2024/R6)	2018目標値 との増減量
	基準値 (2011/H23)	目標値 (2018/H30)	長期目標値 (2028/R10)		
都市公園	3.8m ² /人 (25.3ha)	4.2m ² /人	8.6m ² /人	3.8m ² /人 (26.3ha)	-0.4m ² /人
都市公園等 ^{※5} (河川区域を含む) (2011/H23)	31.1m ² /人 (205.3ha)	32.6m ² /人	34.0m ² /人	29.7m ² /人 (204.0ha)	-2.9m ² /人
都市公園等 ^{※5} (河川区域を除外) (2024/R6)	8.6m ² /人 (56.5ha)	—	—	8.1m ² /人 (55.6ha)	—

※2：都市公園等は、都市公園と公共施設緑地の合計値

※3：愛知県「令和4年度末愛知県都市公園現況」より。なお、都市公園等の内訳は、県営公園11カ所、市町村営公園4,974箇所、国営木曽三川公園1箇所、市民緑地13箇所である。

※4：人口は、2024年4月1日時点の人口（68,686人）で算出

※5：都市公園等の内訳について、前計画策定時は河川区域を含んで面積を算出していたが、現況値は緑の基本計画ハンドブックなどの内容を照らし合わせ、河川区域を除外している。

2 - 3 緑に関する市民意識

(1) 2024(令和6)年度 清須市緑の基本計画策定に係る市民アンケート調査

1) 調査概要

目的	緑の基本計画の改定にあたり、市民の緑に対する評価や意見を調査し、計画改定の基礎調査とすることを目的にアンケート調査を実施した。
調査対象	市内に居住する16歳以上の市民
標本数	3,000人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出法
調査期間	2024(令和6)年12月11日(水)～23日(月)
回収数	1,161数(内、郵送:1,081数、WEB:80数)
回収率	38.7%

2) 結果概要

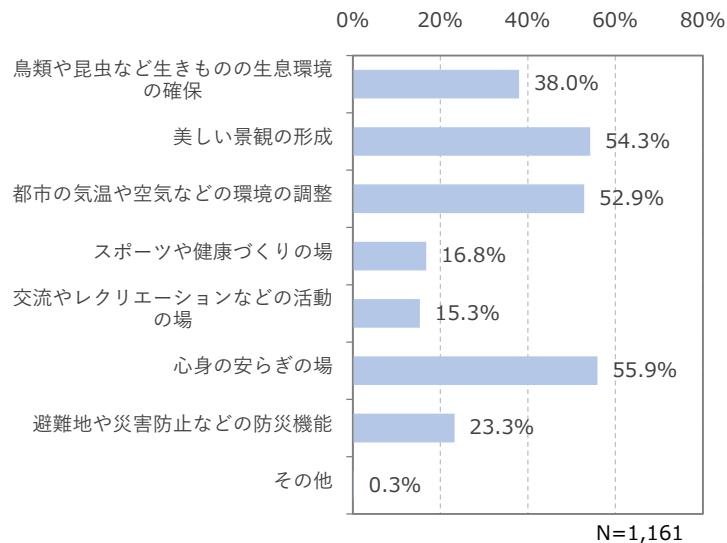
調査項目	結果概要
重要と考える緑の機能と役割	・重要と考える緑が持つ機能や役割は、「心身の安らぎの場」「美しい景観を形成」「都市の気温や空気などの環境の調整」といった、リラックス機能、環境調整機能を重視する回答が多い。
緑に関する取組	・清須市で守りたい緑は、公園(69.6%)。増やしたい緑は、公園(61.0%)、公共施設の緑(56.8%)、街路樹(42.8%)という回答が多い。 ・重点的・優先的に進めるべき取組は、「公園や緑地、街路樹などの適正などの適正な維持管理」(61.8%)、「身近に利用できる公園の整備」(39.0%)。
清須市の公園施設	・清須市でよく訪れる公園は、「清洲公園」(21.3%)、次いで「清洲古城跡公園」(19.6%)、「はるひ夢の森公園」(16.6%)となっている。 ・公園を利用する目的は、「散歩・ウォーキング」(45.3%)、「子どもを遊ばせる」(28.6%)、「催し物・イベントへの参加」(19.9%)などが多い。 ・身近な公園の維持管理は、「誰もが利用する施設のため市に維持管理してほしい」(57.9%)が多く、次に「市と町内会が協力して維持管理する」(27.0%)という回答となっている。
農地	・市内にある農地についての質問では、「後継者がおらず荒廃した農地は、より良い土地利用へ転換できると良い」(37.9%)という回答が多く、次いで、「市民農園や子どもたちの農業体験などに活用できると良い」(27.4%)、「市街地の貴重な緑として保全できると良い」(26.8%)となっている。
緑に関する活動への参加	・緑を守り、増やす活動への今後の継続意欲や参入意欲に関する質問では、「今後も活動を続けたい」(33.6%)、「新たに活動を始めてみたい」(20.8%)という回答が多い。その他として、参加できる条件や現状で参加できない理由を回答する方も多く、参加機会の提供が大切と考えられる。

3) 調査結果※一部抜粋

① 重要視する緑の機能や役割

- ・重要視する緑の機能や役割については、「心身の安らぎの場」「美しい景観の形成」「都市の気温や空気などの環境の調整」の3つが回答率5割を越えています。

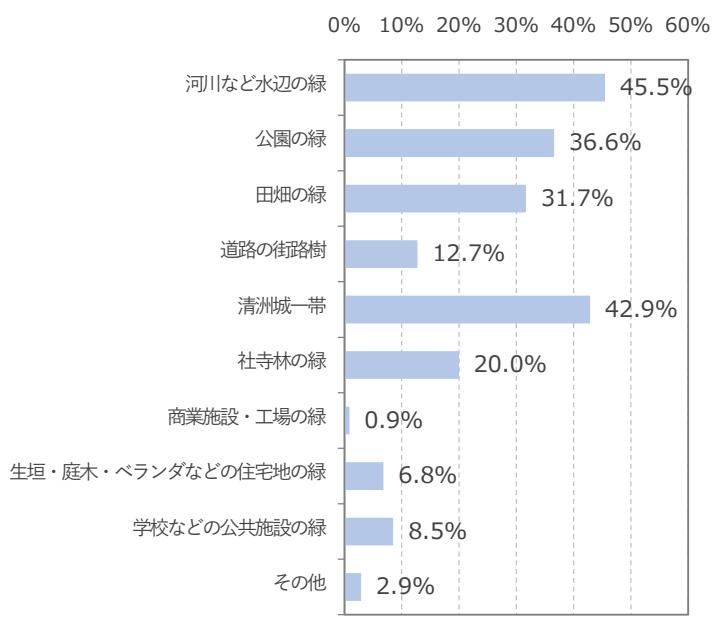
項目	回答数	回答率
鳥類や昆虫など生きものの生息環境の確保	441	38.0%
美しい景観の形成	630	54.3%
都市の気温や空気などの環境の調整	614	52.9%
スポーツや健康づくりの場	195	16.8%
交流やレクリエーションなどの活動の場	178	15.3%
心身の安らぎの場	649	55.9%
避難地や災害防止などの防災機能	270	23.3%
その他	3	0.3%
合計	2,986	—



② 清須市で多いと思う緑

- ・清須市で多いと思う緑は、「河川などの水辺の緑」が最も多く45.5%、次いで「清洲城一帯」42.9%、「公園の緑」36.6%となっています。

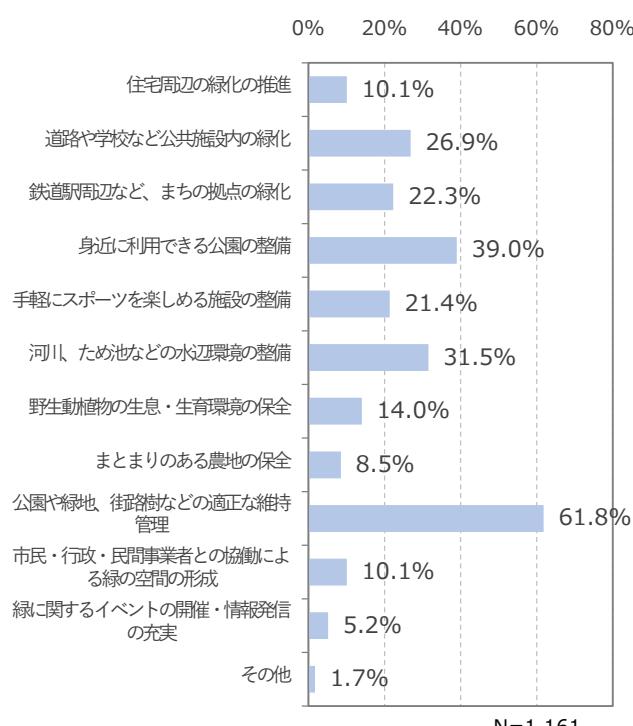
項目	回答数	回答率
河川など水辺の緑	528	45.5%
公園の緑	425	36.6%
田畠の緑	368	31.7%
道路の街路樹	148	12.7%
清洲城一帯	498	42.9%
社寺林の緑	232	20.0%
商業施設・工場の緑	10	0.9%
生垣・庭木・ベランダなどの住宅地の緑	79	6.8%
学校などの公共施設の緑	99	8.5%
その他	34	2.9%
合計	2,421	—



③ 重点的に行うべき緑の取組

- 重点的に行うべき取組として、「公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理」が 61.8% と多く、次いで「身近に利用できる公園の整備」が 39.0% となっており、公園整備に対する回答が高くなっています。

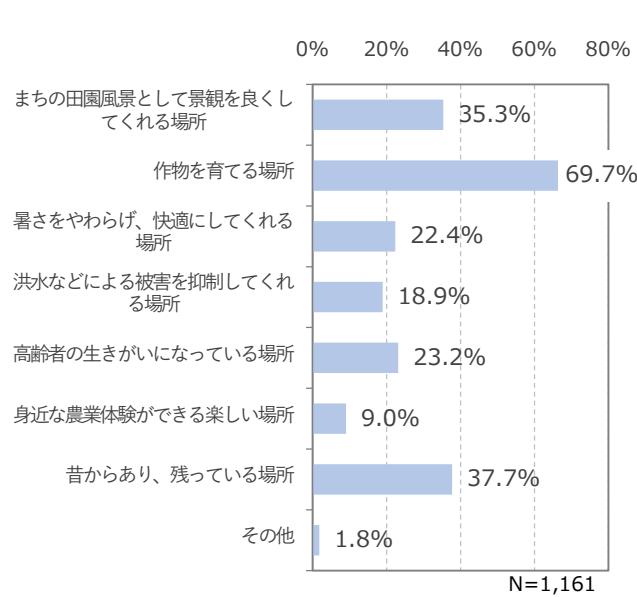
項目	回答数	回答率
住宅周辺の緑化の推進	117	10.1%
道路や学校など公共施設内の緑化	312	26.9%
鉄道駅周辺など、まちの拠点の緑化	259	22.3%
身近に利用できる公園の整備	453	39.0%
手軽にスポーツを楽しめる施設の整備	248	21.4%
河川、ため池などの水辺環境の整備	366	31.5%
野生動植物の生息・生育環境の保全	163	14.0%
まとまりのある農地の保全	99	8.5%
公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理	718	61.8%
市民・行政・民間事業者との協働による緑の空間の形成	117	10.1%
緑に関するイベントの開催・情報発信の充実	60	5.2%
その他	20	1.7%
合計	2,932	—



④ 身近にある農地の印象

- 身近にある農地の印象として「作物を育てる場所」が 69.7% と最も多く、次いで「昔からあり、残っている場所」「まちの田園風景として景観を良くしてくれる場所」となっています。

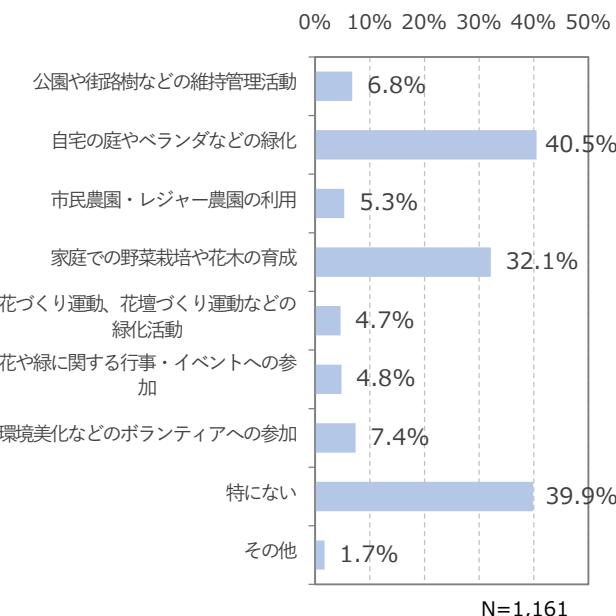
項目	回答数	回答率
まちの田園風景として景観を良くしてくれる場所	410	35.3%
作物を育てる場所	809	69.7%
暑さをやわらげ、快適にしてくれる場所	260	22.4%
洪水などによる被害を抑制してくれる場所	220	18.9%
高齢者の生きがいになっている場所	269	23.2%
身近な農業体験ができる楽しい場所	105	9.0%
昔からあり、残っている場所	438	37.7%
その他	21	1.8%
合計	2,532	—



⑤ 緑を守り、増やすために実施している行動

- ・緑を守り、増やすための行動は、「自宅の庭やベランダなどの緑化」が最も多く40.5%、次いで「特ない」39.9%、「家庭での野菜栽培や花木の育成」32.1%となっています。

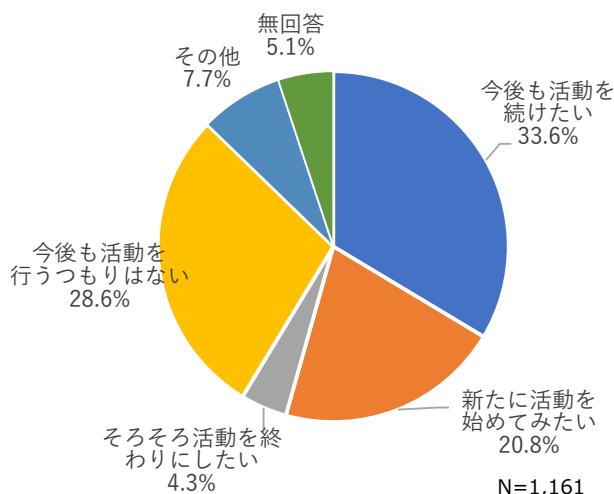
項目	回答数	回答率
公園や街路樹などの維持管理活動	79	6.8%
自宅の庭やベランダなどの緑化	470	40.5%
市民農園・レジャー農園の利用	62	5.3%
家庭での野菜栽培や花木の育成	373	32.1%
花づくり運動、花壇づくり運動などの緑化活動	54	4.7%
花や緑に関する行事・イベントへの参加	56	4.8%
環境美化などのボランティアへの参加	86	7.4%
特ない	463	39.9%
その他	20	1.7%
合計	1,663	—



⑥ 今後の緑の活動への参入意欲

- ・緑の活動に対し、「今後も活動を続けたい」「新たに活動を始めたい」の回答率の合計は過半数となっています。
- ・また、自由意見の中に「活動の意欲はあるが方法がわからない」「活動団体を知らないため周知してほしい」と言った意見が多くみられたことから、緑の活動に対する情報発信を行うことが今後重要になります。

項目	回答数	回答率
今後も活動を続けたい	390	33.6%
新たに活動を始めてみたい	241	20.8%
そろそろ活動を終わりにしたい	50	4.3%
今後も行うつもりはない	332	28.6%
その他	89	7.7%
無回答	59	5.1%
合計	1,161	100.0%



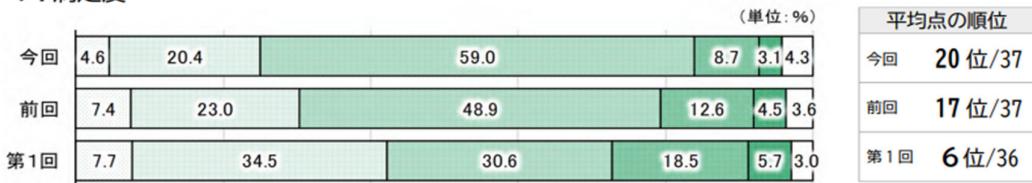
(2) 第8回(2023(令和5)年度)市民満足度調査 ※一部抜粋

清須市では、市が取り組む施策に関する満足度調査を、市民3000人(20歳以上)を対象に実施している。その中で緑に関連するアンケート結果を抜粋し、以下に示す。

① 水辺環境と緑地の充実

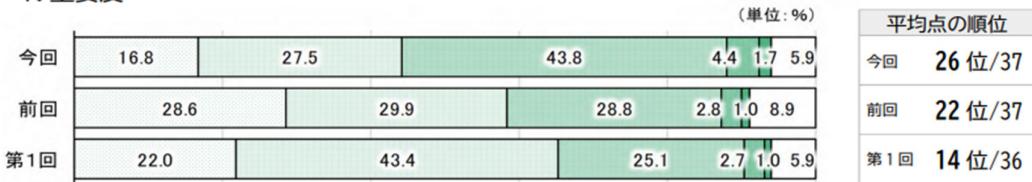
- ・満足度(満足+やや満足)、重要度(重要+やや重要)ともに減少しており、前回より平均点の順位が後退しています。
- ・河川環境の改善や周辺環境の整備を求める意見が多く、また、公園・緑地の整備や施設の充実を求める意見もみられます。

ア. 満足度



□満足している □やや満足している ■どちらともいえない ■やや不満である ■不満である □無回答

イ. 重要度

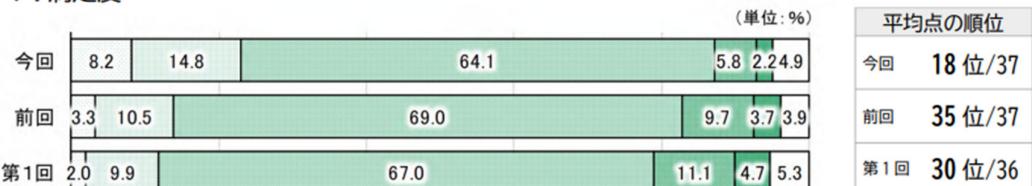


□重要である □やや重要である ■どちらともいえない ■あまり重要ではない ■重要ではない □無回答

② 都市近郊農業の振興

- ・満足度(満足+やや満足)、重要度(重要+やや重要)ともに増加しており、前回より平均点の順位が大きく上昇しています。
- ・耕作放棄地の有効活用を望む意見や、水田への水の供給について子どもへの農業体験を一律に実施してほしいなどの意見がみられます。

ア. 満足度



□満足している □やや満足している ■どちらともいえない ■やや不満である ■不満である □無回答

イ. 重要度



□重要である □やや重要である ■どちらともいえない ■あまり重要ではない ■重要ではない □無回答

(1) 緑に関する法律の改正

2017（平成 29）年に「都市公園法」「都市緑地法」「生産緑地法」などの緑に関する法律が改正されました。各法律で掲げられている目標の実現に向けて、清須市においても緑に関する取組を進める必要があります。

都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】	緑地・広場の創出 【都市緑地法】	都市農地の保全・活用 【生産緑地法・都市計画法・建築基準法】
<p>＜改正のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区条例の一般措置化） ☆民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設 ☆公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸（10 年⇒30 年） ☆公園の活性化に関する協議会の設置 	<p>＜改正のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆民間による市民緑地の整備 ☆緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 	<p>＜改正のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆生産緑地地区の一率 500 m²の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300 m²を下限） ☆生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に ☆新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）
地域の公園緑地政策全体のマスター・プランの充実 【都市緑地法等】		
<p>＜改正のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスター・プラン）の記載事項を拡充 ⇒都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み 		

<目標・効果>

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

出典：国土交通省「都市緑地法等の一部を改正する法律」（概要）

★法改正に伴う緑の基本計画の改定ポイント

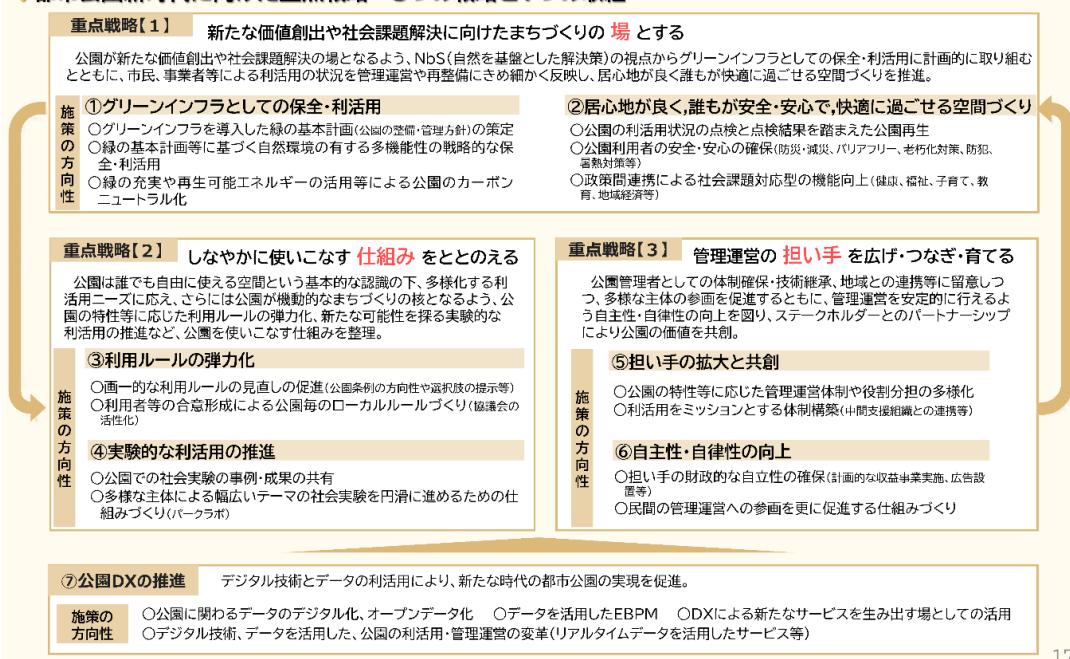
法改正の概要	▶	改定のポイント
【都市緑地法】都市の農地の環境保全機能や防災機能を評価し、緑地の定義に農地が追加	▶	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の農地の有する緑地機能を再評価し、農地をまちづくりの構成要素の 1 つと捉えて、その保全活用政策を農業政策と連携し、積極的に計画に位置づける
【都市公園法】社会経済状況や都市公園の整備状況を踏まえると、ストックの利活用、維持修繕の適正化が重要な課題となっており、都市公園の維持修繕に関する技術的基準が新たに追加	▶	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園における公民連携の推進の方針等を含め、1 つの公園に限定せず、都市公園の管理運営、維持修繕等のマネジメントの視点を位置づける ・都市公園に限らず、一定の永続性・公共性が維持されている市民緑地や特別緑地保全地区等の緑地についてもマネジメントの方針等を計画に記載する
改正項目の中には、公民連携による緑地の保全・創出を推進するための制度が多く含まれる	▶	<ul style="list-style-type: none"> ・公民連携による行政サービスの視点、きめ細かな緑地の保全・創出の視点、民有地を含めた総合的な緑のまちづくりを推進する視点が重要 ・認定市民緑地等のハード面だけでなく、市民団体・NPO 法人・企業等の民間主体による緑地保全・緑化推進活動等のソフト面の公民連携施策を計画に位置づける
集約型都市構造化（都市のコンパクト化）と「都市の緑・農の共生」は今後の都市政策の両輪であり、緑の基本計画が将来の都市のあり方を支える計画になり得る	▶	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスター・プラン等との連携を強化し、緑豊かな都市環境の創造の視点に加え、緑地を基盤とした戦略的な都市再構築の視点等に留意した計画立案を行うことが重要 ・従来の緑地の保全・創出制度に加え、認定市民緑地や田園居住地域等の新たな制度活用も考える

(2) 都市公園新時代に向けた提言

2022（令和4）年に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会（国土交通省都市局公園緑地・景観課）」において『都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～』が提言されました。

人を中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」をめざします。

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～



17

(3) グリーンインフラの実装

グリーンインフラ（Green Infrastructure）とは、自然が有する多様な機能や仕組みを活用したインフラを指し、社会的課題の解決や持続的な地域を創出する仕組みとして期待されています。

2023（令和5）年に国土交通省より公表された「グリーンインフラ推進戦略2023」では、ネイチャーポジティブなどの世界的潮流を踏まえ、官と民が両輪となり、グリーンインフラをあらゆる分野・場面で実装（ビルトイン）することをめざしています。



(4) 生物多様性保全の観点

生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まっており、世界各国で様々な取組が進められています。我が国でも生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における決議等を踏まえ、2018（平成30）年4月に国土交通省から「生物多様性に配慮した緑の基本計画の策定の手引き」が公表されるなど、様々な取組を行っています。

生物多様性は、生き物の生息空間だけの問題ではなく、自然からの恵みを受ける市民の暮らしや産業とも密接に関連しているものであり、本計画において、生物多様性への配慮を記載することが求められています。



生物多様性が豊かな都市のイメージ

(5) 民間活力の導入

自治体等の市民団体、NPO法人、企業等の民間主体が公園や緑地を活用したり、空き地等を有効活用して公園と同等の空間を創出したりできるよう、市民緑地認定制度や公募設置管理制度（Park-PFI制度）など、民間活力導入のための制度整備が進んでいます。

また、新たな都市政策の重要な課題として「ウォーカブルな公共空間の創造」があり、居心地の良さを生み出す「まちなか」を実現するため、「芝生空間の活用」が期待されています。芝生空間には、地域活性化や健康増進、防災機能の向上、都市環境改善などの多面的な効果がありますが、良好な芝生空間を維持するためには維持管理体制や資金の確保が必要になります。地域と連携した組織作りや、公募設置管理制度（Park-PFI）や市民緑地認定制度などを活用した資金確保によって、良好な芝生空間を創出することが期待されています。

(6) まちづくりGX（緑地の保全及び緑化の推進）

都市において緑地の質と量の両面での確保等を推し進めるための「都市緑地法等の一部を改正する法律」が、2024（令和6）年5月29日に公布されました。

地球的・国家的規模の課題である気候変動への対応や生物多様性の確保、Well-beingの社会的要請に対応し、都市緑地の多様な機能の発揮を図るための取組が進められています。



2-5 清須市の「緑のまちづくり」の課題

本市の緑の現況や前計画の評価などを踏まえ「緑のまちづくり」の課題を整理します。

課題1：生物多様性に配慮した緑資源の保全・整備・活用《環境保全・景観》

平坦でまとまった樹林地のない清須市において、庄内川、新川、五条川の河川緑地は、市の緑のネットワークの骨格軸を形成し、市街地景観を形成する重要な緑となっています。

地球的規模で課題となっている気候変動への対応や生物多様性の確保などの社会的要請に対応し、都市緑地の多様な機能を発揮させるためには、本市の緑のネットワークである庄内川、新川、五条川の貴重な緑資源を生物多様性に配慮しつつ保全・整備するとともに、良好な自然環境が維持されるように活用し、次世代へ継承していく必要があります。

課題2：多様な需要に対応する緑の環境づくり《健康・レクリエーション》

公園緑地などが新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、Nbs（自然を基盤とした解決策）の視点から、『グリーンインフラ』として保全・利活用に取り組むことが全国的に展開されています。

こうした公園緑地の魅力向上の動きや市民のライフスタイルの多様化に対応し、市民の多様な健康・レクリエーション・交流活動の場となり自然とふれあえる場としての緑地の整備、緑の環境づくりを進めていく必要があります。

課題3：減災の視点を踏まえた防災対策の推進《防災・減災》

これからまちづくりは、頻発・激甚化する自然災害や地震災害への対応として、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせて、災害時の被害を最小化する「減災」の考えを取り込みながら、まちの防災・減災機能を向上していく必要があります。

自然環境が有する多面的機能や緑のオープンスペースなどの『グリーンインフラ』が持つ防災・減災機能を活用し、防災公園の整備などにより、減災の視点を踏まえた防災対策を推進していくことが求められています。

課題4：持続可能な緑のまちづくり

清須市においても、将来的な人口減少・少子高齢社会の到来を見据えた上で、緑の保全や維持管理の方法を検討していくことが求められます。これまでに整備した公園緑地や公共施設緑化、街路樹などの公共空間緑化など、老朽化対策や維持管理・更新など、持続可能な緑のまちづくりが課題です。

また、「清須市公共施設等総合管理計画」等を踏まえて、長期的な視点で、予防保全型維持管理への転換を図ること、地域とのつながりを重視し、市民との協働や民間活力の導入などにより、持続可能な緑のまちづくりを進めることができます。

第3章 緑の将来像について

3-1 めざすべき緑の姿

(1) めざすべき緑の姿

清須市第3次総合計画の清須市の将来像の実現や、緑のまちづくりの課題の解決に向け、本市が概ね20年で目指していく「めざすべき緑の姿」を以下のとおり設定します。

■前計画の基本理念（清須市緑の基本計画）[平成23年3月]

水と歴史を感じ・ふれあう 緑のネットワークの創造

■清須市の将来像（清須市第3次総合計画）[令和6年12月]

水と歴史に織りなされた 安心・快適で魅力あふれる“はぐくみ都市”

■将来像（清須市都市計画マスタープラン）[令和7年3月改訂]

水と歴史に織りなされた 安心・快適で魅力あふれるはぐくみ都市



■めざすべき緑の姿

人と自然をつむぎ “緑はぐくむ”まちづくり

(2) 基本方針

めざすべき緑の姿の実現に向け、基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針 ①

いのち はぐくむ みどりをつくる

3つの河川を含む豊かな水と緑がもつ多様な機能を有するグリーンインフラを活用し、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、自然災害にも強い緑のまちをつくります。

(施策の方向性)

- 1) 人と自然が共生する水と緑のネットワーク
- 2) 環境負荷が小さく循環型社会に寄与する緑の保全と活用
- 3) 安全で安心に暮らせる災害に強い緑のまちづくり

基本方針 ②

くらし はぐくむ みどりをつくる

清洲城や朝日遺跡などの歴史に支えられた緑を大切にし、誰もが快適に暮らせる、地域全体が魅力にあふれる緑のまちをつくります。

(施策の方向性)

- 4) 歴史遺産の緑の保全と活用
- 5) 魅力あふれる緑の空間づくり
- 6) みんなでつくる緑の仕組みづくり

基本方針 ③

こころ はぐくむ みどりをつくる

誰もが健やかに暮らし、子どもたちの成長を地域で見守る環境づくりを通して、誰もが笑顔でいっぱいになる緑のまちをつくります。

(施策の方向性)

- 7) 笑顔をつなぐ緑のまちづくり
- 8) 地域をつなぐ緑のまちづくり
- 9) 未来につなぐ緑のまちづくり

3-2 緑の将来像

(1) 広域からみた緑と水のネットワーク

本市は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、愛知県西部の水と緑のネットワークをつなぐ一角を担っています。特に庄内川は「県土の骨格を形成する緑地」、庄内川・新川・五条川は「水と緑のネットワークを形成する緑地」として位置付けられており、県全体で見ても重要な緑地として保全・活用することが求められています。

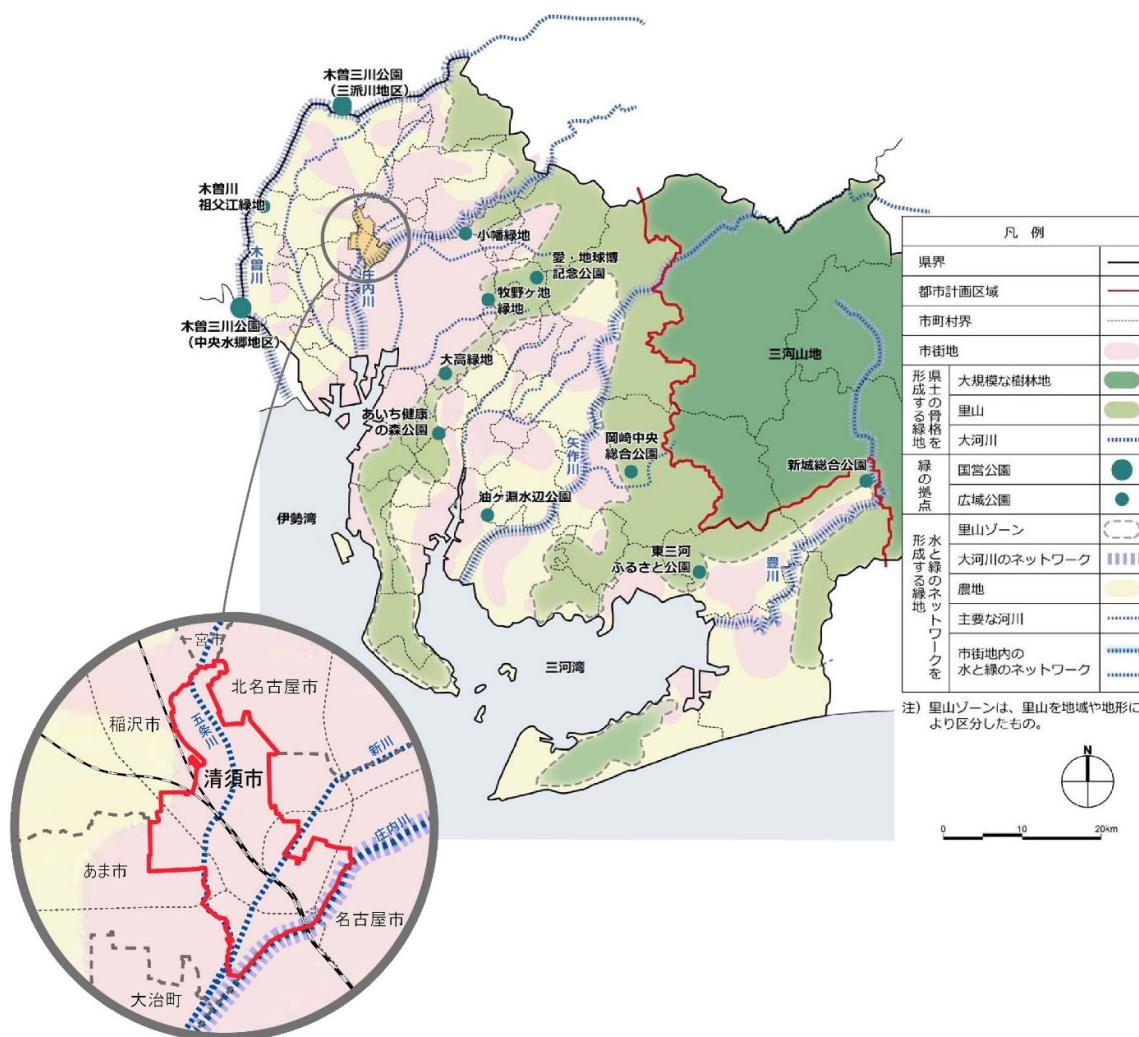
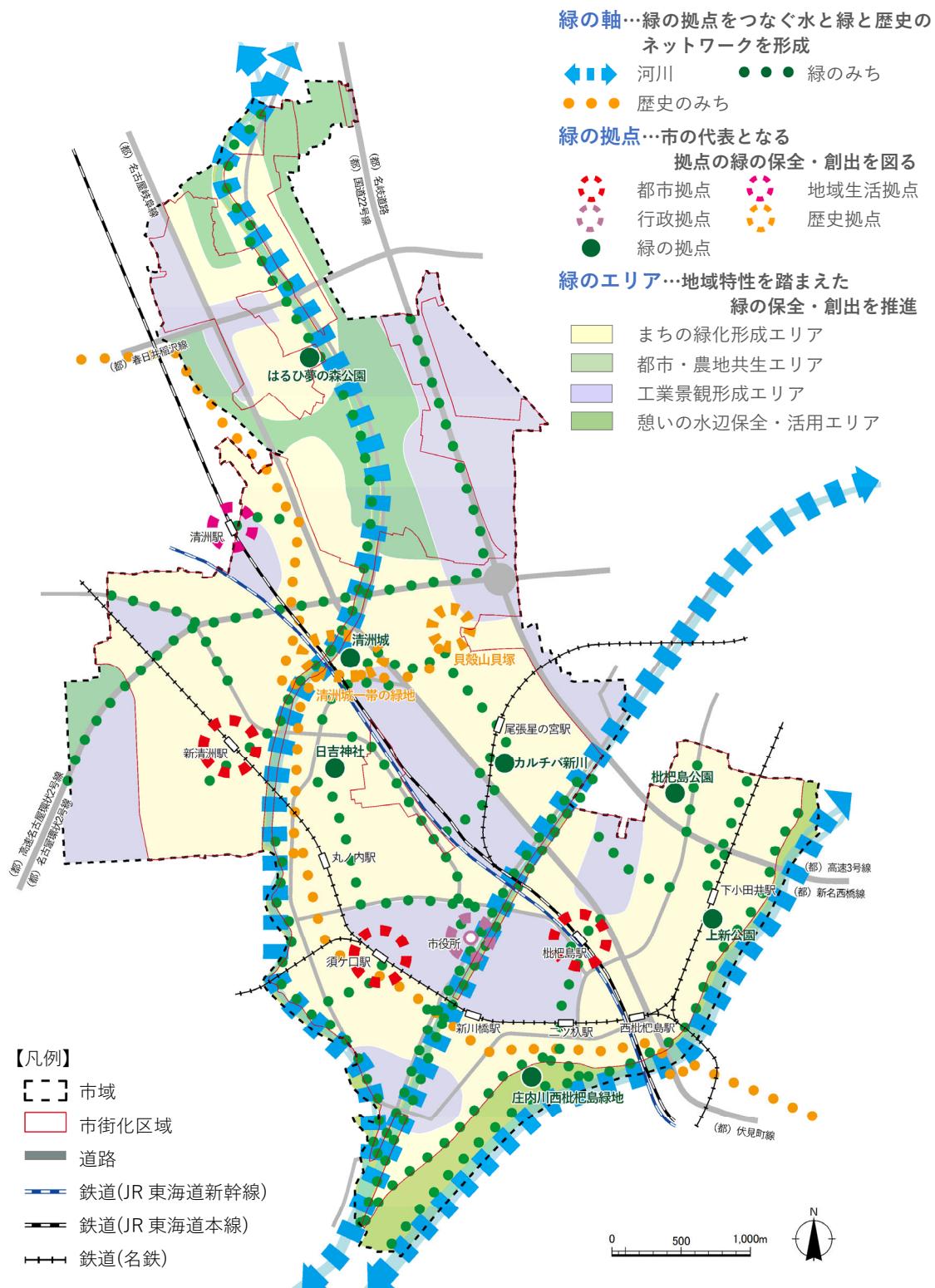


図 広域的な緑地の配置図
(出典：「愛知県広域緑地計画」一部加工)

(2) 緑の将来像

緑が持つ4つの機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観）を発揮することができ、生物多様性の確保が図られるよう、本市の課題や特徴を踏まえて、緑の軸、緑の拠点、緑のエリアで構成される『緑の将来像』を示します。



3 - 3 緑の保全・創出・活用の方針

緑の保全・創出・活用の方針を以下のとおり設定します。

緑の保全の方針 ～人と自然が共生する緑の保全～

● 庄内川・新川・五条川の水辺環境の保全

市内を流れる庄内川、新川、五条川やその沿川の緑地は、市民が憩う豊かな水辺空間であり、野生生物の生息地や、その移動経路など生物多様性の観点からも重要な機能を有しています。本市の特徴である重要な資源として、自然環境や景観保全の他、親水機能や治水機能にも配慮しつつ、人と自然が共生する水辺環境の保全に努めます。

● 歴史や文化を生かす緑の保全

本市が守り育ててきた美濃路や清洲城、朝日遺跡（史跡貝殻山貝塚）などの豊かな歴史的資源は、市民共通の貴重な財産であり、周辺の豊かな自然や緑地の緑とともに、多くの市民に親しまれています。これまで受け継がれてきた歴史や文化を大切にしながら、歴史・文化的景観を生かす緑を保全し、本市の魅力向上と地域の賑わい創出につなげていきます。

● 多面的な機能を有する農地の保全

都市の緑地の一つである農地は、地域の農業生産機能だけでなく、一時雨水貯留などの防災機能や、都市の自然環境を保全する機能、市民農園など市民交流の機能など、多面的な機能を有することから、都市の貴重な緑として農地を適正に保全していきます。

緑の創出の方針 ～環境への負荷を小さくする緑の創出～

● 官民連携による都市緑地の創出

都市の緑地は、植物の光合成による CO₂ の吸収源としての役割を担うとともに、都市のヒートアイランド現象を緩和し、都市内に冷涼な空間を形成する機能を有しています。本市の脱炭素化や気候変動対策を実現するためには、公有地のみならず、民有地における緑地の確保等を図ることが重要であり、民間企業における SDGs や環境への意識の高まりを背景として、官民連携による都市緑地の創出の取組を推進します。

● 街路樹等のまちなかの緑の創出

猛暑日が増加している夏季の気温上昇に対する遮熱対策としての機能として、街路樹等のまちなかの緑陰の確保や、クールスポットとなる駅前広場の整備など、気候変動適応策としてのまちなかの緑の創出に努めます。

緑の活用の方針 ～地域をつなぐ緑の活用～

● 事業者と市民をつなぐ緑の活用

これまでのアダプト・プログラムによる環境美化活動や、NPO による環境学習などの市民活動に加え、民間活力を導入する新たな制度を利用し、民間事業者の緑を活用する取組への参画を促し、官民連携による事業者と市民をつなぐ緑の活用を推進します。

● 都市と共生する農地の活用

農地は、地域における生産機能として適正に有効活用することで、本市の循環型社会の実現に寄与します。地域の農業を支える生産基盤として適正に活用するとともに、遊休農地などは市民農園やレジャー農園として活用し、都市と共生する農地の活用を推進します。

都市公園などの整備と管理の方針を、以下のとおり設定します。

都市公園などの整備・再生の方針～暮らしを豊かにする公園緑地～

● 地域の魅力を高める公園緑地の整備・再生

本市の歴史拠点となる清洲城や朝日遺跡周辺の公園緑地や、環境学習の場でもある「みすとぴあ庄内」と庄内川緑地など、地域を代表する公園緑地の整備・再生を推進し、地域の魅力の向上を図ります。また、公園緑地が新たな魅力創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場となるように、公園緑地を核とした緑のまちづくりを推進します。

● 安心・安全に利用できる公園緑地の整備・再生

公園施設長寿命化計画に基づき、日常的な点検を継続的に行い、市民が快適に遊べる空間づくりや、誰もが居心地良く遊べるインクルーシブ遊具などを取り入れます。また、周囲からの見通しの確保などの防犯面の配慮や、近隣公園など主要な避難場所となる公園には防災・減災機能の強化・拡充するなど、誰もが安心・安全に利用できる公園緑地の整備・再生により、暮らしを豊かにする緑のまちづくりを推進します。

● 交流やにぎわいを生み出す公園緑地の整備・再生

駅前広場や商業施設と連携した緑のオープンスペースの整備・再生、新たな住宅開発や産業団地の整備に伴う民間との連携による公園緑地の整備など、本市のまちづくりと連携した、交流やにぎわいを生み出す公園緑地の整備・再生により、活力のある緑のまちづくりを推進します。

都市公園などの管理運営の方針～こころを豊かにする公園緑地～

● 市民の笑顔を引き出す公園緑地の管理運営

これまで以上に公園緑地を利用する市民の笑顔があふれるように、官民連携による快適性や防犯面に配慮した安心して利用できる公園緑地の管理運営に取組みます。公園緑地において、指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）などを活用し、民間活力を導入することで、利用者サービスの向上を図り、公園緑地の質の高い管理運営に努めます。

● 多様な主体をつなぐ公園緑地の管理運営

公園管理者である市の体制確保・技術継承、地域との連携に留意しつつ、公園緑地の管理運営や多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、多様な主体が連携できる管理運営手法を構築します。

それぞれの公園緑地の特性を踏まえ、地域住民が主体となって管理運営を行う場合や、指定管理者制度などにより民間事業者が主体となって管理運営を行う場合においても、公園協議会制度を活用して、地域の多様な主体が連携し、地域の活性化やにぎわいの創出につながる管理運営を行うことにより、管理運営の担い手を広げ、つなぎ、育てていきます。

● 自然環境や歴史・文化を学ぶ場としての管理運営

公園緑地は、市民が地域固有の自然環境や歴史・文化を学ぶことができる環境教育・生涯学習の場でもあり、その学びを地域に還元していくことができる場ともなりえます。そして、次代を担う子どもたちの感受性をはぐくみ、生活にゆとりと潤いをもたらすとともに、子どもたちの貴重な学びの場となるような公園緑地の管理運営に努めます。

3 - 5 計画の目標

(1) 計画の枠組み

計画の枠組みは、清須市都市計画マスタープラン（2025（令和7）年部分改定）に基づき、以下のとおり定めます。

1) 対象区域

本計画の対象区域は、「清須市都市計画区域」である**清須市全域 1,735ha**とします。

2) 目標年次

本計画の目標年次は、9年後の**2034（令和16）年**とします。

3) 将来人口フレーム

本計画の将来人口は、都市計画マスタープランにおける2034（令和16）年の将来人口推計に基づき、人口フレームを**約70,000人**と設定します。

(2) 計画の目標水準

本計画の緑の将来像を実現するための成果目標として、以下の数値目標を設定します。

基本方針① いのち はぐくむ みどりをつくる

【指標1】 緑豊かなまちだと思う市民の割合

指標	前計画策定時 (2011)	現況値 (2024)	目標値 (2034)
緑豊かなまちだと思う市民の割合 ^{※1}	31.9%	35.8%	45%

※1：市民アンケート調査による「清須市は緑豊かなまちだと思いますか」の回答を指標とします。

(目標値の設定方針)

土地区画整理事業などで農地が減少する中でも、河川環境を軸とした生物多様性の保全や街路樹の適正な維持管理、公園整備や民間活力による緑地整備などに努めることで緑地の減少を少しでも抑えます。そうしたことから、本市が緑豊かなまちだと思う市民の割合を増加させることを目標とし、指標を設定します。

(目標値の設定根拠) ※「わからない(19.6%)」の半数を引き上げる目標

$$[\text{現況値}] 35.8\% + [\text{「思う」に引き上げる目標}] (19.6\% \div 2.0) = 45.6\% \approx [\text{目標値}] 45\%$$

【指標 2】防災・減災対策の満足度

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
防災・減災対策の市民満足度 ^{※1}	20.2% ^{※2}	35%

※1：2023年度市民満足度調査による「防災・減災対策の推進」の回答を指標とします。

※2：「満足している」「やや満足している」と回答した割合の合計を指標とします。

(目標値の設定方針)

自然災害に対応できる安心、安全なまちの実現を目指とし、総合計画での取組に合わせ
緑での取組も充実することで、防災・減災対策の市民満足度を指標として設定します。

(目標値の設定根拠)

○現況値は「満足している（3.7%）」と「やや満足している（16.5%）」の合計 20.2%

○目標値は過去 16 年間（8回実施）の市民満足度調査で、「満足している」 + 「やや満足して
いる」の合計値が最も高い 35.0%とします。

基本方針② くらし はぐくむ みどりをつくる

【指標 3】市民一人あたりの都市公園及び都市公園等の面積

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
市民一人あたりの都市公園面積	3.8 m ² /人 (26.3ha)	4.6 m ² /人 (32.3ha)
市民一人あたりの都市公園等面積 ^{※1}	8.1 m ² /人 (55.6ha)	8.8 m ² /人 (61.6ha)
人口	68,686 人 ^{※2}	70,000 人

※1：都市公園等面積は、都市公園と公共施設緑地の合計面積。

※2：現況値の人口は、2024年4月1日時点の人口。

(目標値の設定方針)

市民の多様なニーズに対応し、住みたい・住み続けたいまちの実現のため、都市公園や緑
地の整備を促進することを目標とし、市民一人当たりの都市公園及び都市公園等の整備面
積を指標として設定します。

(目標値の設定根拠)

【目標とする都市公園面積】 =

$$\begin{aligned} & \text{【現況の都市公園面積】 } 26.3\text{ha} + \text{【新たに整備する公園面積】 約 } 1.0\text{ha} \\ & + \text{【都市計画公園の未整備面積 (庄内緑地)】 約 } 5.0\text{ha} = \text{約 } 32.3\text{ha} \end{aligned}$$

【目標とする都市公園等面積】 =

$$\begin{aligned} & \text{【現況の都市公園等面積】 } 55.6\text{ha} + \text{【新たに整備する公園面積】 約 } 1.0\text{ha} \\ & + \text{【都市計画公園の未整備面積 (庄内緑地)】 約 } 5.0\text{ha} = \text{約 } 61.6\text{ha} \end{aligned}$$

【指標4】公園等の維持管理の満足度

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
公園等の維持管理の満足度 ^{※1}	15.8% ^{※2}	45%

※1：市民アンケート調査による「公園や緑地の維持管理」の回答を指標とします。

※2：「満足」「やや満足」と回答した割合を指標とします。

(目標値の設定方針)

現在ある公園や緑地の維持管理の質を高め、市民の満足度の向上を図ることを目標とし、公園等の維持管理の満足度を指標として設定します。

(目標値の設定根拠) ※「普通(57.1%)」の半数を引き上げる目標

$$[\text{現況値}] 15.8\% + [\text{満足に引き上げる目標}] (57.1\% \div 2.0) = 44.4\% \hat{=} [\text{目標値}] 45\%$$

基本方針③ こころ はぐくむ みどりをつくる

【指標5】緑の活動を続けたい市民の割合

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
緑の活動の継続意向 ^{※1}	33.6% ^{※2}	45%

※1：市民アンケート調査による「緑を守り、増やす活動についての今後の継続意向や参入意欲」の回答を指標とします。

※2：「今後も活動を続けたい」と回答した割合を指標とします。

(目標値の設定方針)

緑に関する活動を継続的に実施する市民の割合を増やすことを目標とし、緑の活動を続けたい市民の割合を指標として設定します。

(目標値の設定根拠)

$$[\text{現況値}] 33.6\% + [\text{新たに活動を始めてみたいの半数}] (20.8\% \div 2.0) = 44.0\% \hat{=} [\text{目標値}] 45\%$$

【指標6】都市公園の利活用件数

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
都市公園の利活用件数 ^{※1}	70 件	100 件

※1：都市公園行為許可件数（工事利用での許可件数を除く）+みずとぴあ庄内朝市の活動件数

※2：データが揃っていない年、コロナウイルスの影響が生じている年は除き目標を設定する

(目標値の設定方針)

都市公園を積極的に活用することで、人や地域のつながりが創出・拡大していくことを目標とし、都市公園を利用して行う地域の活動やイベントのため行為許可件数およびみずとぴあ庄内で行われている朝市の活動件数を指標として設定します。

(目標値の設定根拠)

○該当する年の数値を基に、2034年の推計値を算出し、目標値を100件とする。

市の花「桜」

バラ科に属し、日本を代表する花



市の花「チューリップ」

ユリ科に属する中央アジア・北アフリカ原産の花



市の木「花水木（ハナミズキ）」

ミズキ科に属するアメリカ東部原産の落葉花木



第4章 緑に関する施策について

4-1 施策の体系

めざすべき緑の姿「人と自然をつむぎ “緑はぐくむ” まちづくり」を実現するため、3つの基本方針に基づいた以下の施策の展開を図ります。

基本方針	施策の方向性
①いのち はぐくむ みどりをつくる …3つの河川を含む豊かな水と緑がもつ多様な機能を有するグリーンインフラを活用し、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、自然災害にも強い緑のまちをつくります。	1) 人と自然が共生する 水と緑のネットワーク
②くらし はぐくむ みどりをつくる …清洲城や朝日遺跡などの歴史に支えられた緑を大切にし、誰もが快適に暮らせる、地域全体が魅力にあふれる緑のまちをつくります。	2) 環境負荷が小さく循環型社会に寄与する緑の保全と活用
③こころ はぐくむ みどりをつくる …誰もが健やかに暮らし、子どもたちの成長を地域で見守る環境づくりを通して、誰もが笑顔でいっぱいになる緑のまちをつくります。	3) 安全で安心に暮らせる 災害に強い緑のまちづくり
	4) 歴史遺産の緑の保全と活用
	5) 魅力あふれる緑の空間づくり
	6) みんなでつくる緑の仕組みづくり
	7) 笑顔をつなぐ緑のまちづくり
	8) 地域をつなぐ緑のまちづくり
	9) 未来につなぐ緑のまちづくり

人と自然をつむぎ
“緑はぐくむ” まちづくり

具体的な施策の方針	
1 - 1	河川環境を軸とした生物多様性の保全
1 - 2	自然とふれあえる水辺環境の利用促進
1 - 3	良好な自然環境及び樹木・樹林地の保全
1 - 4	道路空間の緑化推進
2 - 1	都市農地の保全と活用
2 - 2	街路樹の適正な維持管理・計画的な更新
2 - 3	気候変動や循環型社会に対応した緑化の推進
3 - 1	公園などの防災・減災機能の強化・拡充
3 - 2	災害に強いみちづくり
3 - 3	安心して利用できる公園づくり
4 - 1	清洲城一帯の緑の保全・拡充
4 - 2	美濃街道の景観形成と歴史遺産をつなぐネットワーク整備
4 - 3	朝日遺跡（史跡貝殻山貝塚）の保全・活用
5 - 1	多様なニーズに対応した公園緑地の整備・拡充
5 - 2	魅力を高める公園緑地の再生・再整備
5 - 3	公共施設の緑化推進
5 - 4	駅周辺の緑化推進
5 - 5	民有地緑化の推進による緑の空間の創出
6 - 1	官民連携による公園緑地の活性化
6 - 2	公園 DX による効率的な管理運営
7 - 1	緑に関する情報発信と普及・啓発
7 - 2	アダプト・プログラムの拡充
7 - 3	緑化活動への参加機会の提供
7 - 4	緑化イベントの開催
8 - 1	民間事業者などによる緑に関する活動・事業の支援
8 - 2	緑化指導の推進地区計画などによる土地利用の誘導
9 - 1	緑に関する人材育成
9 - 2	子どもたちへの緑の環境学習活動
9 - 3	水辺の環境学習活動の推進
9 - 4	緑化重点地区における緑化の推進

4 - 2 施策の展開

めざすべき緑の姿を実現するため、基本方針に基づき、施策を展開します。

基本方針① いのち はぐくむ みどりをつくる

1) 人と自然が共生する水と緑のネットワーク

1 - 1 河川環境を軸とした生物多様性の保全

- ・庄内川、新川及び五条川などの水辺空間は、動植物の生息域となっていることから、植生回復、植樹及び清掃活動を推進し生物多様性の保全に努めます。
- ・河川環境の保全は流域一帯で考える必要があります。本市では、庄内川上流域の市町と交流・連携し、また、清須市庄内川水防センター（みずとぴあ庄内）においても流域市町による活動が展開されていることから、今後も河川環境の保全に努めます。
- ・河川が有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出するため、河川管理者と連携し、河川敷の整備を進めます。整備する際は、利用する市民の声を反映し、「多自然川づくり」をめざします。
- ・地域の生態系に配慮し、**在来種の植栽などによる整備・改修を推進するとともに外来種対策に努めます。**



庄内川西枇杷島緑地

1 - 2 自然とふれあえる水辺環境の利用促進

- ・庄内川・新川・五条川の水辺の散策路は、日常的に自然とふれあえる水辺環境として多くの市民に利用されているため、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」なども活用しながら、今後も適正な環境整備・維持管理を行い、水辺環境の利用促進を推進します。



五条川

1 - 3 良好的な自然環境及び樹木・樹林地の保全

- ・社寺林や屋敷林などを調査して保護する樹木や樹林地を指定し、銘板の設置やリストを作成するなど情報発信を行います。
- ・愛知県の「あいち森と緑づくり事業」などを活用しながら、良好な自然環境や保護すべき樹木・樹林地の保全に努めます。
- ・樹木・樹林地の所有者の維持管理に関する負担を軽減するため、地域で維持管理する仕組みづくりや、緑化条例などについて検討します。



日吉神社

1 - 4 道路空間の緑化推進

- ・道路の歩道部や中央分離帯などの緑化は、ヒートアイランド現象の緩和効果や沿道の景観形成に重要な役割を果たすため、新たに整備を行う道路については、地域特性に応じた適切な樹種選定による緑化を推進します。
- ・ウォーカブルなまちづくりを推進するために、歩行者優先の考え方で整備するコミュニティ道路などでは、地域のランドマークとなる花壇やシンボル樹木の植栽、ポケットパークの整備など、潤いある歩行者空間の創出に努めます。



新川橋橋詰ポケットパーク

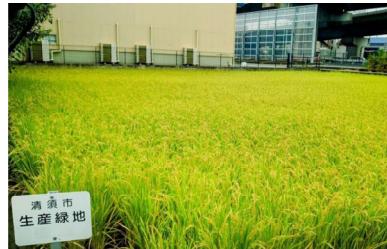
1) 人と自然が共生する水と緑のネットワーク 《緑のまちづくりの役割分担》		
市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">○地域の自然を守るため、環境美化活動に参加します。○生きもののために、水辺や緑を大切にします。○身近な公園や道路の緑化推進に協力します。	<ul style="list-style-type: none">○地域の生物多様性保全に役立つように、事業地内の緑化を推進します。○地域住民と協力して、事業所周囲の道路や公園などの緑化推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○地域の生態系に配慮し、多自然川づくりに努めます。○自然とふれあえる「かわまちづくり」を推進します。○貴重な樹木・樹林地を保護する仕組みをつくります。○歩いて楽しい緑のまちづくりを推進します。

2) 環境負荷が小さく循環型社会に寄与する緑の保全と活用

2-1 都市農地の保全と活用

- 農地中間管理機構制度などを活用し、防災機能などを持つ優良農地の保全、遊休農地の解消、地域農業の活性化、農業文化の継承を図ります。
- 農地の活用にあたっては、地域の環境や市民ニーズを把握した上で、市民に農業体験の機会を提供しゆとりある生活を楽しんでもらえるよう、レジャー農園や市民農園などの管理・運営を推進します。

- 市街化区域内で農作物を生産する基盤となる農地を生産緑地として保全します。



生産緑地

2-2 街路樹の適正な維持管理・計画的な更新

- 美しい道路景観の形成をめざし、街路樹としての役割や機能を保持するため、樹木の育成管理の徹底と適正な維持管理に努めます。
- 街路樹と周辺の雑草なども合わせて管理し、魅力ある景観の創出に努めます。
- アダプト・プログラムなどを活用し、市民と協働して道路空間の美化、緑化推進に取り組みます。
- 季節感を演出する道路緑化、延焼を抑制する効果が高い樹種の選定など、景観や防災などの視点から計画的な街路樹の更新を図ります。
- 倒木や落枝の危険性のある樹木を見逃さないため、街路樹更新ガイドラインを作成し、基準に基づいた街路樹の更新を行います。



街路樹

2-3 気候変動や循環型社会に対応した緑化の推進

- 公園緑地でのソーラー照明などのクリーンエネルギーの導入や公共施設での緑のカーテンの実施など、環境負荷を軽減する活動、気候変動対策や遮熱対策など環境に配慮した緑化保全活動を推進します。
- 公園緑地や街路樹の維持管理で生じる落ち葉や剪定枝、除草後の草などはごみとして焼却処分せず、堆肥などへ有効活用し、循環型社会に貢献します。



緑のカーテン

2) 環境負荷が小さく循環型社会に寄与する緑の保全と活用 《緑のまちづくりの役割分担》

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">○農地を保全・活用するために地産地消に努めます。○アダプト・プログラムに参加して、美しい道路景観をつくります。○緑のカーテンなど環境負荷を軽減する活動に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">○事業地内において、緑陰を確保するなど、環境に配慮した取組を推進します。○落ち葉や剪定枝などを堆肥化する緑のリサイクルに努めます。	<ul style="list-style-type: none">○農地を保全し、地域の農業文化の継承に努めます。○街路樹の適正な維持管理を行い、美しい道路景観の形成に努めます。○公園緑地や公共施設において、市民・事業者と連携して、環境負荷を軽減する活動を推進します。

3) 安全で安心に暮らせる災害に強い緑のまちづくり

3-1 公園などの防災・減災機能の強化・拡充

- ・公園そのものの防災機能を評価し、災害時の公園活用手法を検討し、防災・減災機能を有した公園の整備、充実を図ります。
- ・一部の公園内に雨水貯留機能のための調整池を整備するなど、公園や緑地が持つ防災・減災機能を活用したグリーンインフラの取組を推進します。
- ・指定緊急避難場所に指定されている公園は、防災倉庫や耐震性貯水槽などの防災施設を併設し、防災・減災機能の強化を図ります。



芳野公園

3-2 災害に強いみちづくり

- ・都市計画道路など幹線道路は、災害時に有効な防火性の高い樹木の植栽帯を設置することで、延焼遮断帯としての機能を有する緑化を行い、災害に強いみちづくりを推進します。



幹線道路 植樹帯

3-3 安心して利用できる公園づくり

- ・公園施設を長く安全な状態に保ち、誰もが安心して利用できる空間とするため、公園施設長寿命化計画に基づき、各施設に合わせた改善を行い、安心して利用できる公園づくりを推進します。



はるひ夢の森公園

3) 安全で安心に暮らせる災害に強い緑のまちづくり 《緑のまちづくりの役割分担》

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">○災害時の公園の役割や活用方法を学びます。○街路樹などの緑が持つ防風・延焼防止、騒音防止などの防災機能を学びます。	<ul style="list-style-type: none">○落ち葉や剪定枝などを堆肥化する緑のリサイクルに努めます。○事業地内の緑地において、防災・減災機能を有するグリーンインフラの取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none">○市民・事業者に対し、日頃から公園などの防災・減災機能の周知に努めます。○災害時に、防災機能を発揮する街路樹の整備を推進します。○公園施設の長寿命化を図り、安心して利用できる公園づくりを推進します。

基本方針② くらし はぐくむ みどりをつくる

4) 歴史遺産の緑の保全と活用

4-1 清洲城一帯の緑の保全・拡充

- 清洲城を中心に清洲公園、清洲古城跡公園及び清洲城広場などが整備され、市民の憩いの場、レクリエーションの場として利用されています。これらの緑地を保全するとともに、緑地に接続する道路や周辺施設の緑化など、緑の拡充を進めます。
- 清洲城一帯において、歴史遺産の価値を高める緑の質の向上に努めます。



清洲城桜祭り

4-2 美濃街道の景観形成と歴史遺産をつなぐネットワーク整備

- 美濃街道においては、緑陰をつくる緑地の確保や、植木鉢などによる民有地も含めた沿道緑化を推進し、美濃街道の歴史的な街並みと適合した景観形成に努めます。
- 市内各所の歴史遺産をつなぐ環境整備として、レンタサイクルの増設に合わせた休憩スポットの整備や沿道緑化などに取り組みます。



美濃街道

4-3 朝日遺跡（史跡貝殻山貝塚）の保全・活用

- 国の史跡貝殻山貝塚は、貝殻山貝塚資料館として整備され、2020（令和2）年に「あいち朝日遺跡ミュージアム」がオープンしました。今後も県と連携して遺跡公園としての活用を継続し、歴史に関連したイベントや体験学習などを通じて、歴史遺産の保全・活用を推進します。



あいち朝日遺跡ミュージアム

4) 歴史遺産の緑の保全と活用 《緑のまちづくりの役割分担》

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">○清洲城一帯の美しい景観の保全に努めます。○歴史的な街並みに合った沿道緑化に協力します。○歴史に関連したイベントや体験学習に参加します。	<ul style="list-style-type: none">○清洲城一帯の緑の保全・拡充に協力し、緑の質の向上に努めます。○事業所周辺の歴史遺産の保全継承の取組に参画します。	<ul style="list-style-type: none">○清洲城一帯の緑の質の向上に努め、歴史遺産の価値を高めます。○市民・事業者と連携して美濃街道の景観形成に努めます。○朝日遺跡を活用し、市民・子どもたちが歴史を学ぶ機会をつくります。

5) 魅力あふれる緑の空間づくり

5-1 多様なニーズに対応した公園緑地の整備・拡充

- ・公園緑地の整備・拡充にあたっては、今後、土地区画整理事業などで生み出される用地を活用した街区公園の新設、都市計画決定して未供用になっている公園緑地を中心に進めます。
- ・公園緑地を整備する際は、市民とのワークショップなどを開催し、それぞれの公園に求められる機能を把握した上で、地域のニーズに応える公園整備を進めます。
- ・体の不自由な方や高齢者の方も安心して誰もが利用しやすいように、バリアフリーや、インクルーシブに配慮した公園緑地づくりを行います。



市民とのワークショップ

5-2 魅力を高める公園緑地の再生・再整備

- ・都市緑地法などの改正により、民間事業者などとの連携・協働による都市公園の整備・管理が可能になったことから、包括施設管理制度なども活用しながら官民連携手法の積極的な活用・導入を推進します。

5-3 公共施設の緑化推進

- ・校舎周辺などのスペースを活用した花壇を設置し、四季折々の花を育て、花への愛着を高めます。
- ・緑のカーテンなどの壁面緑化を推進し、公共施設の緑化を進めるとともに、緑が持つ機能の啓発を図ります。



清須市立清洲中学校 花壇

5-4 駅周辺の緑化推進

- ・市の玄関口である鉄道駅周辺について、持続可能な都市づくりをめざす上で、拠点性を向上し、商業機能などにぎわいづくり、良好な景観形成が求められます。駅前広場、鉄道沿線及びアクセス道路などの景観整備や居心地の良い環境整備、緑化推進を図ります。



枇杷島駅

5 - 5 民有地緑化の推進による緑の空間の創出

- ・工場などで企業緑地として整備されている敷地の一般開放を推進し、企業緑地を緑の一部として地域のイベント時などに活用します。
- ・民間事業者への積極的な働きかけを行い、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図ります。



企業緑地(明電舎)

5) 魅力あふれる緑の空間づくり 《緑のまちづくりの役割分担》

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">○公園のワークショップに積極的に参加します。○花壇づくりなど、公共施設の緑化推進に参加します。○最寄りの駅周辺のにぎわいづくり、環境整備や緑化推進に協力します。	<ul style="list-style-type: none">○民間事業者として、都市公園の整備・管理や公共空間の緑化推進に積極的に参画します。○企業緑地を市民に開放するなど、事業地内緑地の積極的な活用を検討します。	<ul style="list-style-type: none">○地域ニーズを把握し公園の整備・拡充に努めます。○官民連携手法の活用により公園の魅力を高めます。○市民・事業者と連携し、公共施設や駅周辺の緑化推進に努めます。○民有地緑化の推進を支援します。

6) みんなでつくる緑の仕組みづくり

6-1 官民連携による公園緑地の活性化

- ・身近な公園の質の向上をめざして、公園緑地の適正な管理運営手法を検討し、民間事業者や地域住民と協働した公園緑地の維持管理の仕組みづくりを行います。

6-2 公園 DX による効率的な管理運営

- ・市民が主体的に公園の管理・改善に関わることのできる市民参加型のデジタルプラットフォームを導入し、効率的に公園利用状況の情報を収集することで、市民の意向を反映した公園の改善に努めます。

【参考事例】市民協働による樹木管理 DX（宮城県仙台市）

- ・都市緑化や脱炭素まちづくりを推進するための方法として、市民参加型ワークショップにより、スマートフォンで樹木データを収集し、樹木管理のデータベースを構築する実証実験を行っている。



※写真出典：PLATEAU – 市民協働による樹木管理 DX

6) みんなでつくる緑の仕組みづくり《緑のまちづくりの役割分担》

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
○身近な公園の管理運営や改善について、公園 DX を活用して主体的に参加します。	○民間事業者として、地域の都市公園の維持管理・運営に積極的に参画します。 ○事業者の視点で、公園緑地の活性化や、公園 DX の活用手法などを提案します。	○官民連携による公園緑地の管理運営の仕組みづくりを推進し、公園の質の向上を目指します。 ○効果的、効率的な管理運営手法として、公園 DX を導入します。

基本方針③ こころ はぐくむ みどりをつくる

7) 笑顔をつなぐ緑のまちづくり

7-1 緑に関する情報発信と普及・啓発

- 花や緑の育て方や緑のイベントに関する情報が市民全体に広がり、伝わることで更なる活動につながるような情報を提供します。
- 花苗を植付けて水やりや草取りなどの維持管理スペースの提供など、緑化活動の促進に向けた支援制度について情報を提供します。
- 市民が樹木・樹林地に関心を持ち、親しむきっかけづくりを進めるための環境学習などの普及・啓発活動に取り組みます。また、市の花「サクラ」や市の木「ハナミズキ」など、公園や沿道の樹木に樹名板を設置します。

7-2 アダプト・プログラムの拡充

- アダプト・プログラムの普及啓発を進め、活動場所への看板設置など様々ななかたちで情報を発信します。アダプト参加者による交流会、アダプトで育てた花や緑のコンクールなど、アダプトの活動を活性化し、機運を高めます。

7-3 緑化活動への参加機会の提供

- 小中学校などに市の苗を配布や、植樹イベントの開催など、子どもたちの花や木に接する機会を増やし、緑に対する意識を高めます。
- あいち森と緑づくり事業による補助制度など、財政的支援の活用をはじめ、公共スペースにおける管理者との連携、国・県などの関係機関との連携を強化し、多様な主体が連携できる緑化活動を支援します。



あいち森と緑づくり事業による
小学校での植樹の様子

7-4 緑化イベントの開催

- 企業と連携・協力した農業体験や、緑化フェアの開催など、新規緑化イベントの開催を検討します。
- 市民団体の緑化活動や緑のまちづくりに関する取組みを取り上げ、表彰や支援などをする緑化コンクールを開催し、市民の緑に対する環境意識の向上に繋げます。



農業体験の様子

7) 笑顔をつなぐ緑のまちづくり 《緑のまちづくりの役割分担》

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">○子どもたちには、積極的に緑化活動への参加の機会を提供します。○緑化イベントに積極的に参加します。	<ul style="list-style-type: none">○企業の CSR 活動の一環として、アダプト・プログラムに参加します。○緑化支援制度を活用して、緑化活動に取組みます。	<ul style="list-style-type: none">○緑に関する情報発信と普及・啓発活動に努めます。○市民団体や事業者の緑化活動を支援します。○市民団体や事業者と連携して緑化イベントを開催します。

8) 地域をつなぐ緑のまちづくり

8-1 民間事業者などによる緑に関する活動・事業の支援

- ・企業敷地において、あいち森と緑づくり事業などを活用し、民有地の緑地整備、緑化推進を図ります。
- ・ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、民間事業者などによる生物多様性の増進のための活動を支援します。

8-2 緑化指導の推進地区計画などによる土地利用の誘導

- ・「清須市宅地開発等に関する指導要綱」に基づき、緑化の推進に向けて適正な緑化指導を推進します。
- ・用途地域に合わせた地区計画の制定などを検討し、適正な土地利用の誘導に努めます。

8) 地域をつなぐ緑のまちづくり 《緑のまちづくりの役割分担》

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
○民間事業者による緑化推進や緑に関する活動に積極的に参加します。	○緑化支援制度を活用して、緑化推進を図り、ネイチャーポジティブの実現に向けた活動に取組みます。	○民間事業者のネイチャーポジティブの実現に向けた取組を支援します。 ○適正な緑化指導により、緑地の確保と緑地の質の向上に取り組みます。

9) 未来につなぐ緑のまちづくり

9-1 緑に関する人材育成

- ・公園緑地の維持管理や緑の知識習得に関する講座など、市民ニーズにあった多様な講座を開催して、緑の管理を自らでも行っていく意識を促進させるとともに、緑に関する人材を育成します。
- ・また、市内の4つの小学校では、みどりの少年団が結成されています。緑の募金活動などを通じて、未来の子どもたちのための森づくり・豊かな感性や人間性をはぐくむ人づくりに活かします。

9-2 子どもたちへの緑の環境学習活動

- ・次代を担う子どもたちのために、学校内にビオトープの整備、水生生物などを観察するための水槽の設置など、生物を観察するための環境整備に取り組みます。
- ・ビオトープ、樹林地、農地などを活用して、水と緑にふれあう学習機会や学校などへの出前講座などを実施して、子どもたちへの緑の環境学習活動を充実します。
- ・市内公立幼稚園および保育園において、さつまいも、宮重だいこん生育体験事業を実施し、児童たちへの緑の環境学習活動を充実します。



環境学習活動の様子

9-3 水辺の環境学習活動の推進

- ・河川の自然環境にふれ、保全する意識を高めるため、河川敷を活用した体験型の環境学習活動をはじめ、様々な活動に取り組みます。
- ・緑地の活用の一環として、自然や野鳥の観察が行える環境整備を推進します。
- ・流域内の交流を更に促進するため、流域内で取り組む活動などを積極的に支援して、将来に向けて河川環境を保全します。



朝市×水辺の環境学習活動の様子

【市内での活動事例】みずとぴあ庄内（朝市×水辺の環境学習活動）

- ・NPO法人土岐川・庄内川サポートセンターでは、庄内川河川事務所と連携して、毎月第3曜日に開催される「みずとぴあ庄内朝市」と併せて、庄内川周辺の自然を活用した「マイ箸づくり」「水生生物の観察」などの環境学習活動を行っています。



9-4 緑化重点地区における緑化の推進

・持続可能な緑のまちづくりをめざして、地域ニーズに応じた緑化推進、保全を進められるよう緑化重点地区を設定します。緑化重点地区では、各地域の特性を活かしながら、公園緑地の整備、公共施設の緑化を推進するとともに、同地区で活用可能な市民緑地認定制度により、民有地緑化を推進し、市民・事業者において自主的な緑化の推進が積極的に行われるよう、以下の基本方針を定め、官民連携による緑化施策を推進します。

緑化重点地区の基本方針

- 市街化区域内の積極的な緑化推進による緑被率の向上をめざす
- 開発予定地区などにおいて官民連携の積極的な緑化を推進する
- 緑の軸と拠点をつなぐエコロジカルネットワークを形成する

【市民緑地認定制度を活用した緑地の創出】(事例)

■ ふうせん広場（千葉県柏市）

設置管理者：NPO 法人 balloon

柏市が進める「カシニワ制度」を活用し、個人所有の空き地（面積約 500m²）を地域住民のイベント広場として活用



■ ノリタケの森（愛知県名古屋市）

設置管理者：ノリタケ株

（緑地保全・緑化推進法人）

産業観光の振興や環境への寄与、地域社会への貢献を目的とし、敷地の一部を市民緑地（面積約 2.2ha）として一般開放



※写真出典：国土交通省資料「都市緑地法改正のポイント」より

9) 未来につなぐ緑のまちづくり 《緑のまちづくりの役割分担》

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
○子どもたちには、積極的に「みどりの少年団」や環境学習活動に参加の機会を提供します。	○事業所の社員・従業員の環境意識の向上に努めます。 ○緑に関する活動を継続的に推進できるように、事業所内の人材育成に取り組みます。	○子どもたちの環境学習活動を支援し、未来の緑に関わる人材を育成します。 ○国・県・各種団体・事業者と連携して環境学習活動を推進します。 ○市民緑地認定制度などの活用を推進します。

本市のめざすべき緑の姿を実現するために、以下の考え方に基づき「緑化重点地区」を設定します。

【緑化重点地区設定の考え方】

都市緑地法

- ・「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において、必要に応じて緑化重点地区を定める。
- ・市町村による重点的な緑化施策に加え、市民、NPO 法人及び民間企業などにおいて、ボランティア活動の展開などそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるため、積極的な地区の設定を行うとともに、都市緑化基金の活用による支援を含め、当該地区における緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましい。
- ・比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定める地区であり、原則として都市計画区域内に定めるものであり、農用地区域などには定めない。

出典：都市緑地法運用指針（2025（令和7）年4月改正）

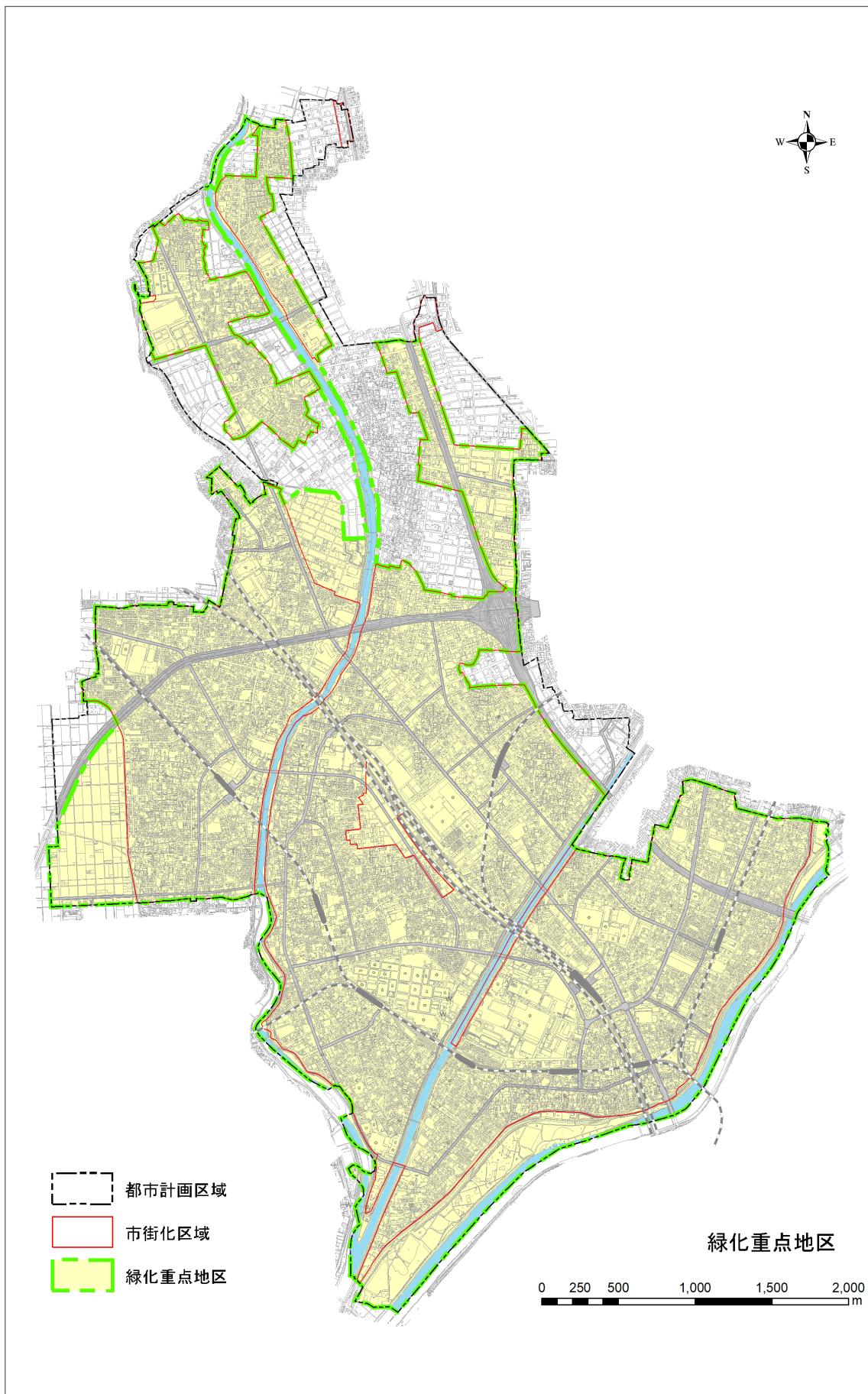
清須市

- ・市民緑地認定制度など、法改正による新たな制度への対応にも考慮して、緑被率が 19.5%と低い市街化区域を中心として、以下の要件から緑化重点地区の範囲を設定する。

<設定要件>

- ① 市街化区域全域
- ② 市街化調整区域の内、以下の区域は緑化重点地区に含める
 - ・今後開発が予定されている
「土田・上条」
 - ・市街化編入予定の
「一場東部」
 - ・助七西市場線の街路がある
「寺野」
- ③ 緑の軸に設定されている
五条川・新川・庄内川の
河川沿いの地区





第5章 緑のまちづくりに向けて

5-1 計画の推進体制

(1) 市民・事業者との協働による緑のまちづくり

本計画におけるめざすべき緑の姿の実現に向けては、市民、事業者、行政といった多様な主体が互いに連携・協働し、それぞれの特徴を活かしながら、緑の保全・創出・活用に取り組むことが重要です。

まちづくりに関する価値観やニーズが多様化する中、より良い都市の実現のために、多くの意見を集約・調整し、合意形成を図りながら施策・事業を推進していくことが求められます。

そのため、市民・事業者・行政はそれぞれの役割を理解した上で、これまで以上に相互の連携を強化・拡充し、めざすべき緑の姿を実現するための協働と官民連携の取組を推進します。

(2) 緑のまちづくりの役割分担

めざすべき緑の姿の実現においては、市民・事業者・行政の役割分担を共有した上で、必要に応じて各主体間の連携・協働を図りながら、緑のまちづくりを推進します。

- 各種団体の保全・緑化活動を継続的に推進します。
- 公園緑地の計画・整備段階から管理・運営に参画します。
- 日常的に公園緑地を楽しく利用します。
- 地域活動団体に市民が参加しやすい体制づくりに努めます。



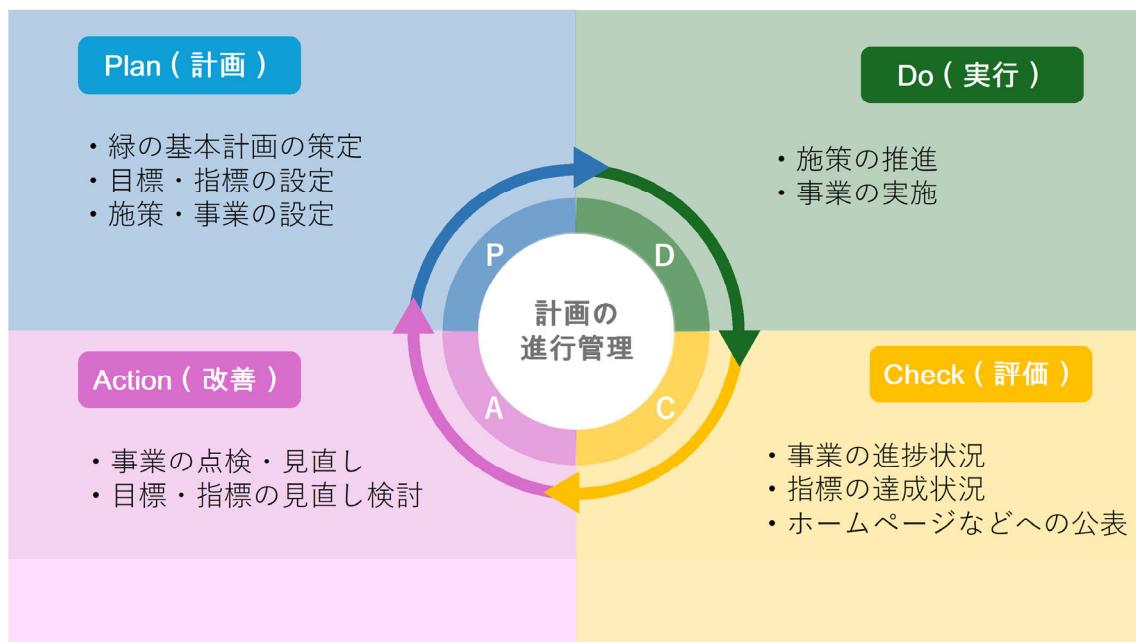
- 循環型社会に対応した緑のまちづくりを推進します。
 - 公共施設緑地の整備、維持・充実に努めます。
 - 官民連携による公園緑地の活性化を図ります。
 - 市民の意見を聴衆し、地域ニーズに沿った公園づくりに努めます。
 - 緑のまちづくりに関する情報発信を行います。
- 樹木・樹林地の保全や生物の生息環境への配慮に努めます。
 - 事業所内の社員・従業員の環境意識の向上に努めます。
 - 企業敷地内での緑地整備、緑化推進を図り、緑のまちづくりに寄与します。
 - 地域の緑化イベントなどに積極的に参加します。

5 - 2 計画の進行管理

本計画に基づいて実施する施策・事業については、庁内関係各課との横断的な連携により、効率的で実効性のある施策・事業の実施を推進します。

都市計画マスタープランや社会情勢の変化との整合性を図り、多様化する市民ニーズなどに対応するため、概ね4年（計画期間の中間年次）を目安に、PDCAサイクル※による施策の進捗状況や指標の達成状況の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

※PDCAサイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことにより、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のことです。



用語の説明

ア行	
あいち森と緑づくり事業	2009年から導入された「あいち森と緑づくり税」を活用し、手入れが行き届かない人工林の間伐や県民参加による森や緑の保全活動などの取り組みを推進し、山から街まで緑豊かな愛知の実現をめざす取組。
アダプト・プログラム	一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動(清掃)を行い、行政がこれを支援する制度。
ウォーカブル	居心地が良く、歩きたくなるという意味。
インクルーシブ遊具	障害の有無、言語、国籍、年齢、性別にかかわらず、多様な人々が平等に利用することのできる遊具。
オープンスペース	都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間。
Well-being	身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。
SDGs	すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くために2015年に国連サミットで採択された国際目標。
カ行	
街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを基準として配置する。
官民連携	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。
かわまちづくり	河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成をめざす取り組み。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取り組み。
クリーンエネルギー	環境への負荷を最小限に抑えるまたはほぼ無い形で生産されるエネルギーのこと。
公園設置管理許可制度	事業者が売店やレストラン等、設置公園管理者以外の物に対して都市公園内における公園施設の設置、管理を許可することができる制度。
公園施設長寿命化計画	地方公共団体等における公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するもの。
公園DX	DXはデジタルトランスフォーメーションの略語であり、公園の管理運営、来園者体験の向上、データに基づいた持続可能な公園づくりの推進を目的とした取り組み。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度。
サ行	
市街化区域	既に市街地が形成されている区域及び、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
指定管理者制度	地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。
市民緑地認定制度	地域住民の利用に供するために民間主体が設置した緑地を認定し、管理する制度。
集約型都市構造	生活に必要な諸機能・施設などが住まいの身边にあり、鉄道やバスなどの公共交通が充実し、それらの都市機能の集積地及びその周辺に人口が集積した、効果的で持続可能な都市。
生産緑地法	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500m ² 以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る法律。

タ行	
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
都市計画区域	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。
都市計画マスタープラン	人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。
都市公園	国営公園や地方公共団体が設置する公園および緑地で、人々のレクリエーションの空間や都市の防災性などに資する营造物公園。
都市緑地法	都市における緑地の保全や緑化を推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。
ナ行	
ネイチャーポジティブ	日本語で「自然再興」といい、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。
ハ行	
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象。
ビオトープ	本来その地域にすむ様々な野生生物が生息することができる空間。
包括施設管理制度	複数の公共施設の維持管理業務を包括的に民間事業者に委託することによって、統一した考え方による適切な維持保全を実現するための維持管理制度。
防災・減災	防災とは、災害による被害を防ぐための備え。 減災とは、ある程度の被害を想定したうえで、その被害を最小限に抑えるための備え。
ポケットパーク	中高層のビル街や団地の一角に作られた小さな公園。わずかな土地を有効利用して都市環境を良くしようとするもの。
マ行	
まちづくり GX(緑地の保全及び緑化の推進)	「気候変動への対応」や「生物多様性の確保」に加え、「Well-beingの向上」の社会要請に対応するため、これらに対して大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮を図るための取り組み。
緑のカーテン	つる性植物を日差しの差し込む窓の外側に植え付け、カーテン状に育てたもの。
緑の少年団	次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。
ヤ行	
遊休農地	現状で耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地。
優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)	都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度。
ラ行	
緑化重点地区	当該市町村の緑地の状況を勘案し、緑に関する施策を重点的かつ先導的に展開する地区。
緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度	地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができる。
緑被率	区域に占める緑被地の割合。緑被地とは、竹林、樹林地、草地、農地、河川、ため池などの植物の緑で被覆された土地。
レンタサイクル	ホテルや公共施設などで自転車を貸し出し、観光や食事、買い物などの際に自転車で移動できるようにする施策。